



第二章

設立条約の改正

序節

国際連合及び各専門機関における国際法規範
 の定立として、中一帯で検討した条約作成活
 動と並んで、杆構の設立条約の改正が問題と
 なる。作成された新たな条約の締結が特別の
 制約が設けられていない法生産活動であるのに
 対して、改正とは既に存在する条約を状況の
 変化に合わせて変更する」という意味で、非常
 に制約された法生産とみなされるであろう。
 したがって、全く新しい法規則を定立する場合
 のような自由はなく、あくまでも既存の条項

を基礎としてその内容によって制限をうけた
 法定立しかるしえないのである。従って法生
 産活動としてはやはり内容が限定され、国際
 法の定立活動全体からみると、改正による法
 定立は決して大半の部分を取らぬことになら
 ぬ。この法規則の成立後の現実への対応過程と
 してとらえ、二つのほうから看と看とらぬ⁽¹⁾
 ためにも関らず、国際杆構の設立条約という
 一連の条約群の改正は、国際法上問題とさ
 れてはいるのは、後に述べるところの如く二種の条約

が恒久的機構を設立し、その機能、運営を常
 時規律して行くという性格の特殊性から、改
 正手続に於いても他の条約とは異なる特異な点
 が認められるのである。

同様のことは、決定の主体という観点か
 らも推定しうる。前記の第一章で検討した
 条約の締結に於ける規範制定の主体は主として家
 族であり、機構の介入が存在しなくとも条約締
 結は十分成立しうるし、又機構の介入がな
 られたとしても、それは準備的、補助的の作業

に限定されていく場合が多い。と云ふが設
 定条約の改正の場合には、改正の権限は機構の権
 限に於いて行われ、のが通常の形態である。
 しかし機構の決定の場では加盟国に於いて拘
 束力は生じず、批准又は受諾という形での加
 盟国の同意が付託される段階で改正は初めて
 効力を生ずる。前記の設立条約の改正は、
 機構の権限に於ける決定と加盟国に於ける同意
 という二重の行為により成立、発効するものと
 なる。従って改正に於ける決定の主体は

料損と各加盟口であり、その複合的作用により先租税は定立されしとすべしとの下あり。

設立条約の改正という特別の手續を完了する前に、一般の多数口内条約の改正手續について二で述べておくことが必要と考へられた。まず条約の改正は、①改正条項に添う場合、②新たな合意に基礎を置く場合、③一般慣習法による場合、と三つに分けて考へることも可能である。(2)二で①の改正条項が条約中に挿入されてゐる場合は、それが手続的に

完備してゐれば物に内題は生じない。改正条項が存在してゐる場合は、acte contrainneの原則の適用により、当初の全当事口の合意により条約は改正されることが可能である。(3)そして二口内条約又は少数の当事口内で締結された多数口内条約の場合は、②の新たな合意が比較的容易に経ばれ、改正は十分実現しうることになる。これに対して数多くの当事口を持つ上は、後の加入や廢棄等により当事口に流動性のため一般の多数口内条約の場合は、

acte contrainte の原則の適用だけでは改正を
 実現出来ないので場合が多い。そこで③の一般性
 習法上の改正の年経規則が内容と形式の二つ
 だが、まず改正に關する慣習規則が存在して
 いるか否かと、形式的に検討してその必要が
 ある。

19世紀から20世紀初葉にかけては、1871年
 のロンドン憲章に代表されるように、全当時
 日の合意により条約が改正されるか一般的
 であつた。ところが、1928年の海峽条約に不

いて条約法を法典化したハバチ条約が10年、
 1935年のハーバードリカーによる条約法草
 案が22条では、改正条項が存在しない場合に
 は、全ての条約の改正の決定には全量一致の
 原則を採用すると規定している。⁽⁴⁾しかし
 20世紀に入って一般的多数の内条約が飛躍的
 に増大するに伴い、二国条約における改正
 の伝統を維持してこの全量一致の原則の適用
 が困難な状況が生じてきた。すなわち現実の
 の対応の要請と条約関係の安定の確保という

相反の二理念は理論的には解決しえず、二に
 に慣習法規則の明確化が明確とらえて置たい
 了。(5) 二の二とは、1934年に常設国際司法裁判
 所が判決を下したオスカー・ワニ事件の案件
 是れで明らかなに工れたい。(6) スセル (Scell)
 は改正の案行についての検討により、全一
 致の原則が現実の社会的要求に合するとい
 ったか、多数派原則への移行を避けられな
 いものと判断していった。(7) として第二次世界大戦
 後には国際連合の憲法化作業の一環として1949年

に条約法の憲法化に着手した国際法委員会に
 ないで、この内容の継続的に検討されたと
 なる。1952年から1955年にかけて条約法に
 ついての特別報告者の任に当ったラウターバ
 ハト (Lauterpacht) は、委員会に提出した報
 告書において、改正に好むと決定は多数の賛
 成によつてなされるべきであるを表明して
 了。(8) 後の特別報告者もこの考えを継承し、
 1969年の一ニ案件で成立した条約法に因ら
 るが、一ニ条約は、第四部「条約の改正及び

変更」に於いて第39条から第41条までの3ヶ
条を改けて置く。

また第39条は「条約の改正に関する一般規
則」として、

条約は、当事者内の合意に基づいて改正さ
るべきである。第2部に定められた規則は、

条約に別段の定めがある限り、このような
合意に適用される。

と規定して置く。ここで最も重要なのは、全
ての当事者の合意を要して置くことである。

ら、全量一致の原則を一般規則として採用し
て置く点である。又後段では、第2部の結
尾に関する規則が、改正についての合意に非
適用される旨明記し、改正も条約の締結とし
て決定行為とみなされる基礎を提供して
いる。

次の第40条「多数者内条約の改正」1項の
趣意は、

多数者内条約の改正は、その条約に別段
の定めがある限り、以下の各項の規定によ

つて規律しぬる。

として、条約中に定めかたない場合に一般約に
適用しぬるに就いて残存規則を定めてゐる。

総て二項、三項の規定は、

2. 多数口内条約を代表する当委員内
改正を目的とする提議は、すべての締約口に
通告しぬるなければならぬ。各締約口は、
次のことに参加する権利を有する。

(a) そのような提議に關して持する権
限に關する決定。

(b) その条約の改正のための合意の交渉
及び成立。

3. その条約の当事口とある資格を有す
る口は、改正しぬる条約の当事口とある資
格を有する。

として、改正に當るべき当事口の権利を定め
るものである、改正の合意について全一
の原則が採用しぬる以上、二のちうな成立
過程及び改正しぬる条約への参加権という形
での権利が、当事口に保証しぬる必要が生じ

てくる。

これと並んで4項では、

改正の合意は、つでにその条約の当事国
であつて改正の合意の当事国となつてい
ないものによつて構成される。このようになつ
てゐる。第30条第4項(b)の規定が適用さ
れる。

として、改正に反対するものは改正によつて拘
束されないといふ。同意原則の確認が反対の
の権利を保護してゐる。このことは条約の締

結という観点からすれば当然のことであつたが、
改正の合意が全員一致の原則の適用から多数
決原則の採用へと移行したにも関わらず、少数
の反対国が多数の賛成国の意見に従ふことを
要請してゐるのではないことが明確となつて
いる。そして後段に於いては、他は全て同一
であつても改正前の条約を含む旧条約と改正
した条約を含む新条約とは、それぞれ独立
した条約として扱われ、第30条「同一事項に
関する新旧条約の適用」の規定が適用される。

ニとが明記してある。

ニとが明記してある必要があるのは、才一
に全員一致の原則が適用された場合に全当事
口に認められた改正の成立を排除する扱いは、
改正の成立過程への参加者と、同意原則の適
用によつて成立した改正に拘束されておらず
というふうに分解して二つのことである。次に二
れと同様の変化は、改正の法的効果において
もみられることである。条約の改正という
作業は、先程の新旧条約という概念を使用した

れば、本来旧条約の終了と新条約の締結とい
う機能を同時に果たすものと考えられていた。
この二つの二口内条約の場合に顕著であり、
改正に肉つと合点が成立した時、旧条約の終
了と新条約の成立が同時に生じる二つに
多数口内条約の場合も、全員一致の原則が適
用されるならば、改正に對して全当事口の同意が
得られた時点で旧条約は終了する。と二つが
多数決原則が採用された場合には、条約の改
正は亦旧条約の終了という意味は持たず

単に新条約の締結という表現しか見えないと認められた。したがって改正が新条約の締結ではなく、改正後も旧条約が終了せずに両者が並立して存在する状態を経くというのか、多岐原則を採用した場合の特徴であった。そのことが4項の規定の基礎として、以下二条約にわたるこの制度の核心であること、二に指摘しておく。

最後に5項は、

改正の合意が効力を生じた後にその条約

の当事国となり、別段の意思を表明しない限り、

(a) 改正された条約の当事国となり、かつ

(b) 改正の合意にF, 2拘束されていない条約当事国との関係においては、改正前の条約の当事国となり、

として、改正の発効後に条約の当事国となり、その地位について規定している。

また41条「多岐口内条約を若干の当事国の

由に於いての「変更」は、所謂 amendment inter se という特例の改正に於いて規定してあるのみであり、本論では直接に関係しないところから、詳しい説明に入る必要はないと思われた。

以上から、一ニ条約に規定してある改正に關する条約規則であるが、最後に述べたの条約規定が国際法上における地位にあるかという点を一応説明しておくことにする。改正に關するこの条約の規定が、確立した慣習

法則を条文化したものであることは、今までの叙述から既に明らかであり、このように、従ってこのような条約規則に拘束されるのは、一ニ条約の当事国のみであり、一般国際法規則として機能することは、この条約の存続の妨げとなることは不可能である。しかし、一ニ条約が世界的規模で条約法を専ら成した權威ある条約であり、又この一ニ合約においては、述べたの条約が全て全一一致の賛成により採択されたという状

況かす判断して、現時点に於いては一般に附
 属規則として認められたいとして、今後多
 数口内条約の改正に於いての一般規則として
 採行して行くを予想するであらう。(9)

以上が多数口内条約が改正される場合に、
 一般的にとりかへるべき点と考へられたか、これ
 はそのまゝ口内附属の設立条約の改正にも適
 用するに可なりであらうか、まず設立条約
 そのものの、加盟口とは独立した法人格を有
 する常設的組織体を設立するに於いて、

一般の立派な内容を持つ多数口内条約に比し
 了るべき特殊な性格を有するといわれてゐる。⁽¹⁰⁾
 ただしこのことは設立条約と他の条約との間
 の法的相異を導き出すには至らず、その締結、
 発効等は伝統的な条約法に従う点で、他の条
 約と重なりを有するといはれてゐる、と云ふ
 改正に於いては、今まで述べた改正年
 表に従つて、新旧両条約を並立せしめることは
 多くの困難を伴う。よつた設立条約は一般
 の条約とは異なり、加盟口の権利・義務関係を

想俾ることにしたが、加盟国と村構との関係、及び村構の基本的構造を想俾るゝ条項としての内容として念へていた。従って新旧両条約の並立によって、加盟^{国?}によりその村構との関係が異なり、又は村構の基本的構造が並立するといふことは、設立条約と同様に新旧二つの村構が存在するよう事態をひきおこし、一体としての村構の存続を不可能とし、かいては村構を破壊させてしるう結果に到達すると言ふ⁽¹¹⁾。このような困難は加盟国数の限らぬ

た地域的かつ村構等では、全員一致の原則を維持するに依り解決を求めている⁽¹²⁾。しかし国際連合や専内村構のような多くの加盟国を持つ村構の場合には、改正決定のみにて全員一致の原則を採用した先決制度に事おるといふような方法では、問題は解決されない。二のような村構で改正に因ると、全員一致の合意を得ることはほぼ不可能に近く、その結果村構は現実の变化に対処するにための柔軟性を喪失してしるうことにあるのである。二二に

国際村構に独自の改正規則の適用を必要とする理論的根拠が存在する」と考へるから。

本稿では、オプショナル条において国際連合の成立以前に国際連合や専内村圍の前身であった村構にない、條々に設立条約の改正年経が形成され、改正条項が条約中に挿入され、年経規則が整備されたという段階を、制度と実行の両観点から歴史的にとらえてみることにする。次にオプショナル条において、最も重要な論争が展開され、又五大口に括弧を添えて

る点で部分的に全量一致の原則を維持して、国際連合憲章の改正について個別に検討してゆく。オプショナル条では国際連合及び専内村圍とすべし設立条約の改正年経について一般的な考へを行き、最後に与えられた年経に依り、かならず改正が実現されるかという問題と、改正の実行として検討してゆくこととする。なお改正については様々な用語が使用されているが、与えられた用法は村構により異なり、統一的な用語上の区別は存在していない。従って、

本論では、各条で用いられている用語を、特に定義を与えずにそのものの形で示すのが最も適当と考えた。

(1) McNair, *The Law of Treaties*, Oxford University Press, 1961, p. 534.

(2) Zacklin, *The Amendment of the Constitutive Instruments of the United Nations and Specialized Agencies*, Sixthoff, 1968, p. 7.

(3) Scelle, "La Revision dans les Conventions Générales," *Annuaire de l'Institut de Droit International*, I 1948, p. 7.

(4) Zacklin, *op. cit.*, p. 13.

(5) *Ibid.*, p. 14.

(6) 皆川流, *国際法判例集*, 昭和50年, 有信堂, 510頁。

(7) Scelle, *op. cit.*, pp. 48-9.

(8) *ILC Yearbook*, 1954 vol. II p. 139.

(9) *United Nations Conference on the Law of*

Treaties, Second Session - 1969, p. 72.

(10) Lachs, "Les Conventions Multilaterales et les Organisations Internationales Contemporaines," p. 338. McNair, *op. cit.*, pp. 752-3.

(11) 高野前掲書、606-7頁。

(12) Zacklin, *op. cit.*, pp. 28-9.

第一節

改正年経の発展過程

序

口際連合の専任村崗は4山が山里7時期に成立し、その後更に昇程を歩んで、現在に至つてゐる。その間多くの制度上の改善が施され村掃として徐々に整備されてきたが、又現在でも多くの点で当初の3の伝統を維持してゐる場合が多い。従つて口際連合及び専任村崗の前身である正村掃の設立条約の改正年経について検討するに当り、年経の発展過程を歴史的に把握するに、又現在の年経制度に

ついての考察の前提として重要と考えられた。
 ニニでいふが初めに19世紀後半の所謂国際行
 政連合の時代に設立された国際電気通信連合
 (当初は国際電信連合)と万国郵便連合(当
 初の一般郵便連合)に於いて、改正条約が形
 成されてきた過程と制度及び実行から見て、
 てみることにする。次に国際連盟の時代に於
 り、一応改正条約の挿入とこれとを比較して
 も、それと十分の対応を呈してゐたといへる
 べない段階に於ける内題点と、国際連盟、国際

労働材料、常設国際司法裁判所の予備的製
 作制度について検討して行くことにする。

1、国際電気通信連合

現在国際連合の専門機関であり、国際電気通信連合は、1865年のパリ電信条約を基礎として、1868年には国際村の原初的形態とて、この国際事務局が設立されて、パリ電信条約は、1857年の電信に関するシェラットカルド条約、1858年のボルニ条約を内容的に継承して、この常設的の国際村を設けて、この点で前二条約とは異り、国際村設立条約の最も古いものとして、しかし現在

の一般の設立条約が村の目的、任務、権限等の村の構造に関する規定からなすこととして、このパリ電信条約はこの村の設立の村を対象として、この村は、電信に関する規則の具体的な規定もその内容に包含して、これを変え、この時代には村の設立という二つの対象分野に、この立法的規則の設立の一環としてしか認識して、従って設立条約という概念は、明確に区分して、たまたまと考へられた。

となつた当初は行政的の口際事務局が本部の
 中心であり、現在の村務の統合に相当する如
 盟口合併が数年を要ししか南造工場のた、た
 とつた。村務の内部より加盟口と村務と
 の関係が法的に内題となつた村会が少なくなつた
 と主張するのである。

ハリ電信条約は第56条において、全加盟口
 出席のもとに定期的な二の条約の改正会を行
 うこととを予想してゐる。しかしその改正が
 従つて五年経つてはいつの間にか規定はなく、

れが此の合併に於いて案定工場の二とか可能
 とつた、ついで、⁽¹¹⁾又二の時点で既に改正は其の
 効果から二つの種類に分けられた。理概工場の
 一つ、第一のものは amendment と呼ばれ、二
 には発効して旧条約は存続し、新旧両条約
 が並立して効力を持つとする改正である。第
 二のものは revision と呼ばれ、旧条約は終了
 し条約関係は改正工場の新条約にまゝとなつ
 ことに限定された。先に述べた如く、ハリ電信
 条約は村務の改正条約が電信に因つて、実体の

租定と準比の機能にありきなので、その改正の場合も、設立条約の改正と一般の多数の内各月の改正とに、租定の性格によって分けていこうとすべきであらう。改正における amendment と revision の区別が、この二つの改正の対象の相異に符合するものであつかうかは、その後の改正の実行の過程を通じて明らかになっていくと考えられ、不併せて年経規則の形成と、その後の改正条約の実行から検討していくことにしよう。

先一回の改正条約は、1965年に、一、二で用いられた。この条約は主として技術的内題を取扱うことと目的としたもので、そのため各加盟国は全取代表ではなくそれぞれの主管官に所属した専門家を出席させた。この条約の表決規則として、多数決原則を採用することとがユニセフに於て定められた。⁽²⁾ただし提案された改正は、少なくとも他の二加盟国の支持を得ない限り、採択には行われずという年経が同時に採用された。⁽³⁾そして改

正投票が可決した場合は、その効果は改正に
よって拘束されることに相当し同意 (appro-
bation) を表明した加盟国に於いてのみ効力

を生じるとは外に認められていない。(4) 二つで appro-

bation というタームが使用された理由は、二

の場合の同意がパリ条約への批准に於いて同意

の subsequent consent でありとすることが

より正確であるということを表現するために

批准というタームを避けた事情に基いていない。(5)

この条約は、改正に反対した加盟国がその意

思に反して改正により拘束されることと免か
れさせ、謂わば同意原則の保持を考へられた

のである。したがって、この条約に於ける結果は、

一連の条約と新しい条約を成立させた

のであつたが、この条約は以前のパリ条約を終

了させたとはなく、両条約は並行して存続

することになる。以上の考察から、この条約

が実現された改正は、amendment であり re-

vision ではないことが明確になることをい

ふ。よしてパリ条約の全当事国が approbation

を表明したため、条約関係が純粋に万トニと
はなれていり、

次の改正合約は1872年口一ニついて南
上れ正か、二の合約を、一ニ合約と同様の
目的、出席に於てのものであり、年終に前合約
にかいて採用された規則を継承し、と同時に、
若干の補正を加えて正する年終規則として条
約中に規定した。その内容は口一ニ条約第10
条は、

各代表は改正の提案をし、それについて

の意見を述べ、理由を表明するものとすべき
である。ただし、いかなる改正も、提案口以外
の少なくともニケ口の支持を得なければならず、
投票に於ては、二の口は、
として、ワーン会議の年終規則化して、
純粋に決り来る、

いかなる改正も、全加盟口の絶対多数の
賛成を得なければならず、投票に於ては、
数の場合は、否決されたものとすべき。
この規定により、多数決原則を確立して、

各加盟国の正式な拒否を表明するに
 より、新しい条約規定に反対するとかで
 きた。この場合新しい条約規定は反対国に
 は適用されない。

このように第12条の規定は、ワシントン会において
 は内題としておられた *non-approbation* の効果
 を明記している。すなわち改正による拘束に
 同意を表明しないという事は、その口に出
 ない改正は適用されないとは、他の加
 盟国にはいかなる影響も与えないとか、明

らかになっている。しかしロース条約に対し
 てはワシントン条約同様全加盟国が *approbation*
 を行っている。以上のようにこの会付も *amen-*
dment のための会付であり、また、その3年後
 の1975年にワラルスブルグで *Revision* のための
 会付を開催するとか二の旨決定された。

1975年のワラルスブルグが会付に先だち、口
 際電気通信連合の事務局はパリ条約、ワシ
 ントン条約、ロース条約の全ての規定に基づき、「電
 法的性格を有する恒久規定」と「一般的性格の

技術規定」とに区分するとして要請されてい
る。(6) 二に初めて採擇の設立条約の根拠が、
電気通信運送に於いて問題とされたのであり、
この案件も亦、一に合併、二に又合併で確立
した公平経理則を採擇していつが、可決した
改正により拘束されたことへの同意として
は、*approval* ではなくて正すの批准が要求さ
れたことだが、前の場合と違っていつ。(7) とな
る二の点に *amendment* と *revision* の相異が
明確に表われていつのであり、*revision* に対

して同意は *subsequent consent* ではない、以
前の同意と同等であり、二に於て必要とされた。
二の二とは、加盟は代表が専門家ではない、
正式の全権代表により構成されたことか
明らかであらう。又 *revision* の場合は新旧両
条約を並立して二に於て不可能なため、加盟は
が批准を行わねばならない時は非常に困難な内容か
生じる。しかし合併に出席した三加盟国も合
て全加盟国がノールスブルグ条約を批准した
ために、困難が生じて二とはなく、又問題は

経路二の特点ではいかにも解決も容易と見
 なく、然るに条約は終了し、二とに、た⁽⁹⁾
 然しいヤラルズブルガ条約は、憲法的性格の
 「恒久規定」のみが成りた。二に初めて
 電報通信連合の設立条約の独立が実現し、二
 とに、⁽⁹⁾又一般性格の「技術規則」はヤ
 ラルズブルガ条約の付属書となり、二の付属
 書は正すを全権代表会で行はる、専ら家に
 行い改正会に於いて改正されるようになる、
 た。⁽¹⁰⁾ただし二の場合も、一は二会、ローマ

会での実行通り、approbation を表明した。如
 盟口について改正は拘束力を生じないので
 あり。
 付属書について、その後1914年までの間
 に6回の改正会が開催されている。⁽¹¹⁾又ヤラ
 ルズブルガ条約は、1932年の国際無線電信連
 合の統合で変更なく存続し、その時点でマ
 ドリッド国際電気通信条約の成立と共に、
 現在の国際電気通信連合が設立されるのであ
 る。⁽¹²⁾そして第二次世界大戦後の1947年に、戦

時中の技術的進歩を取り入れ、組織の拡充改組
 と近代化を目的の全欧代表会が開かれた
 ランズ、ブリッヂ、シテ、一で開催され、新国際
 電気通信条約が採択されたと同時に、国際連
 合の専門機関として発足したことになる。(13)

以上19世紀を中心にした電気通信連合における
 改正年表の形式と改正の過程と、改正の執行が
 常に設立条約の分岐を要し、二に設立条
 約の改正という特別な改正の概念が出現した
 過程を検討して来た。その中で最も重要なのは

改正の採択年表として、全欧一致の原則では
 なく多数決原則が、当初より採用されたこと
 である。又ヘルシングブルグ会に於いて明ら
 かに、このように、改正のための会に
 は全加盟国が出席し、必要ならば、二に
 は1865年のパリ電信条約第56条の規定と異な
 ると考へられたが、多数決原則を採用した
 以上、改正会に全加盟国に参加し、権利を
 認められたもの、それが改正会開催の要件で
 はないとの経緯を得るべきであった。二に

村松の設立条約の改正には、もはや *acte con-*
traine の原則が適用されることを示している。
 もう一つ注目すべきは、当初の改正
 は旧条約を終了させた *remission* と、新旧両条
 約が並立して存続する *amendment* に分けて
 いたったことである。この区別は現在の設立
 条約の改正と、一般の多数国内条約の改正と
 の違いがその効果に符合しており、このこと
 は改正プロセスが、村松の *constitutional* 法進
 化をもたらしたことに、緊密な関係を持つと

考えられた。この改正における区別は、改正
 条約の構成と、改正による村松に對して同条
 約を表明するに於て、正すの批准かより正すに
 対し *approbation* によるかという相異をきたさ
 している。しかし *remission* の場合に批准をし
 るが、正すに對しての法的地位については、今ま
 での過程では同等解決は与えらるるが、たと
 えば、この問題の解決は、次のように野徑法
 院に對しての考慮が考慮されるのである。

(1) 19世紀に頻繁に南緯20度の口際合行は、従うべき年終規則を自ら決定する権利を、履行として保持して来たところ。第3章第1節、12. 内部規則の制定の概観を参照。

(2) Zachlin, *op. cit.*, p. 33.

(3) *Ibid.*, p. 33.

(4) *Ibid.*, p. 35.

(5) *Ibid.*, pp. 35-6.

(6) *Ibid.*, p. 37.

(7) *Ibid.*, p. 37.

(8) *Ibid.*, p. 38.

(9) *Ibid.*, p. 38.

(10) この章内景による改正合行は、主幹合行として現在も続いている。1965年元シトル-口際電氣通付条約第7条。

(11) Zachlin, *op. cit.*, p. 39.

(12) 高野前掲書, 367頁。

(13) 同, 367頁。

2. 万国郵便連合

万国郵便連合の前身であり、一般郵便連合は、
 は74年のベルニ郵便条約により設立され、翌
 75年にベルニ国際事務局が開設されると同時に
 以上の活動を開始した。この条約は、1856年
 のパリ電信条約と同様、杆権の設立の予目
 的とするものではなく、郵便業務に関する実
 体的規定もその内容として包含していつが、
 条約内容は当初のみ「憲法的性格を有する条約
 規定」と、「行政的性格の規則」というような

区別が設けられていた。しかしこの区別は、
 電気通信連合が1875年のノラルスブルグ会
 で行った、後生条約の区別には必ずしも符合
 しないと考えられる。又ベルニ条約は、これは
 条約において三年毎の条約の再審議会での開催
 を予定していつが、この趣旨はそれが正すの
 外交会であるという以外、会内の年組につ
 いては同様に反していつが。

この改正会は1878年にパリで開催され、
 この会内では改正の区別について多くの成果

口との内の権利義務関係は、各改正の都度、
 出づきの新条約が定めるといふふうに変更さ
 れた。又この条約において、ベルン条約で条
 約規定とは別に行政規則の改正手続が
 検討された。パリ条約第19条は、3年毎の正
 する改正会合と別に、5年毎に行政規則
 についての純然たる事務上の内題に關する審
 議を行う行政会合(事務小会合)の開催を規
 定する。この行政会合において行われる
 改正は、条約規定の *revision* 又は *amendment*

に對して、*modification* と呼ばれる。
 もう一つこの会合の重要な成果は、第20条
 に規定した「簡略手続による改正」であり、
 この改正会合が開催される期限内に提出さ
 れた改正提案を処理する手続であり、会合を
 招集するべく、国際事務局が中心となり
 提案に基づいて起草した条文案を全加盟国に通
 知して、その賛否を算計し採決に代えて手続
 である。⁽¹⁾ 採決案件は条文中に於て過半数、三分
 の二多数、全量一致の賛成と定められて

いて、必要の approval が事務局に通知された
 時点で改正は成立した。この年経は、如里は
 にまじり交渉が省略された改正とみられるが、
 法的には批准が平等な点、又年経的には国際
 事務局の作業が中心にあり、ついでに、通常
 の条約のつくりかたが不意に離れていよと言
 える。②として現在いくつかの雪内所内が採
 用された。③として技術規則制定年経の基礎として
 重要な意味を持つという意図もみられる。④は
 この年経は1891年のワシントン条約にかいてあり

充実にあり、ワシントン条約中26条となり、ついで
 17世紀の内は非常に軽微に採用され、
 1878年以後約20年間に計4回の改正が行われ、
 その大部分がこの年経により採択、発効され
 ていす。⑤しかし20世紀に入るとともに提案は
 減少し、この年経が利用されたことは少くな
 った。⑥
 中二回以後の改正会はパリ条約の基礎の
 上に、年経上および以上の整備、拡充を行っ
 たことが多く、大抵の会は特に新しい制度の

確立を實現するとの目的が、た。その後1939年のブエノスアイレス条約で11回の大合同を重ね、第二次大戦後は12回繰り返いで新たに条約を締結するとともに、国際連合との間に協定を結ぶ專門機関となるたのである。又1964年のラ・パズ会議では、村松の組織に永続性と安定を与えるため法体系の改編を行ひ、より郵便連合憲章が模範した形であるとめられしことになつた。⁽⁷⁾

以上の過程を通じて明らかになつてゐる二

とは、改正の手段には簡略化による改正の一部を除いては、電気通信連合と同様当初から全量一致の原則は排除され、多数決原則が採用されてゐることである。又電気通信連合において改正は *revision* と *amendment* の二種類に区別され、これは条約の構成、後者の同条の形等における相異を修正してゐるが郵便連合の場合にはより複雑な分化がなされる。従つて電気通信連合の如くに改正の区別がその形式の形で設立条約の分化、独立に連がる

ことはなく、これが実現したのは電気通信連
 合より一世紀近く遅れている。又改正の区
 別としては、大会による条約規定の remission
 といふ同じ年続をとり行政私則を改正する
 amendment, 事務小会による同じく規則の
 modification, として大会の開催を
 期間の簡略年続による改正と4種類に分けら
 れる。(8) remission については、年続は年一回はリ
 合併にないで確立された。又改正された条約と
 両立しえない旧条約は終了するに於て原則と

があった。このことは1964年7月設立条約が根
 拠となつた事情と相俟つて、郵便連合の心
 算が感動し、制度形式的には設立条約が
 新に継続された。組織上の更新が実現した
 ことを意味してゐる。しかし当初のこの作用
 により加盟口を減少させてしつう危険が、
 改正の批准はともとの加盟口の権利義務関
 係は、新条約により規律するといふ年続をと
 った。しかし改正が旧条約を終つた原則に
 は違ひなく、これらの電気通信連合ではなつた

力か、新しい 港尾の 一つと云えよう。(9) 電報
 通信連合に 対して 郵政局内 郵便連合と 同
 様に 解決 せられ、 新なる 条約 旧条約を 廃止し、
 一定 期間内 内に 批准 せられ、 此の 間は、 加盟
 国としての 全ての 投票 権を 喪失す。 ことに 在
 っている。(10) 又 改正 した 新条約は、 寄託 した
 批准 の数 とは 同様に 一定の 期日に 発効し
 ても 好ま ず 批准 した 国の みに 拘束し、 旧条約
 は 終了 した ことに なる。 かつ、 国際 郵便 業務上 の
 協力 の 必要 あり、 期日 までに 批准 せられ、

した 目的 及び 目的 加盟 を終了 せしめ しよう こと
 は なく、 加盟 国の 減少 は 危懼 に 値し なかった
 と 云え ます。(11) ことに 持続 の 改定 条約 について
 新旧 両 条約 を 並立 せしめ たい ための 年経 が、 改
 定 条約 の 終了 一更新 という 制度 に 基づいて 可能
 と なった。 この 制度 は 第二次 世界 大戦 後の 専
 門 持続 について 一般 化した こと には なる かつ、 かつ、
 郵便 連合 と 電報 通信 連合 は 現在 まで この 伝統
 を 継承 して いる 点 が 特色 あり、 次 の Amend-
 ment は 大会 19 に 対して 行われ、 年経 を re-

vision と変るないか、改正による新旧両年組
 の矛盾と内題に上れるか、たと二つある、重
 郵通信連合の amendment とはほぼ同じ性格の改
 正とみられる。⁽¹²⁾行政規則は大会だけでなく、
 純然たる事務上の内題を定めた事務小会に
 にかいて修正されるか、これは modification
 と呼ばれる。⁽¹³⁾そして最後の改正案の用途を
 として通告の二に上りて行われ、簡明年組に
 して改正は、他の専門内題には上りない特
 異な年組である。そして二の年組の最も顕著

な特徴は、必要を賛成が得られれば、改正は
 口際事務局による通告の後一定期間の経過を
 経て(3ヶ月以上)発効し、後からの批准は
 不要の点である。二の年組の存在は、大会は
 が用途に上り二にか少かつた郵便連合に上り
 ては、有効な機能を早くと同時に、次第で検
 討して技術規則制定の年組の成立の基礎とな
 った点で、大なる意味を持つものと考え
 される。

(1) 1957年オタワ万国郵便条約が27条から
が32条までの範囲。

(2) 同条約が29条。

(3) Merle, "Le Pouvoir Réglementaire des In-
stitutions Internationales," A. F. D. I., 1958,
p. 345.

(4) Ibid., p. 345. Alexandrowicz, op. cit.,
pp. 73-4.

(5) Zacklin, op. cit., p. 45.

(6) Ibid., pp. 45-6.

(7) 高野前掲書、362頁。

(8) Merle, op. cit., p. 344.

(9) 1957年オタワ万国郵便条約が25条3項。

(10) 1965年モントルー万国電気通信条約が
25条。

(11) Spensser, Manual of Public International
Law, St. Martins press, 1968, p. 639.

(12) ただし、電気通信連合のほうに専門家
により構成された案件ではなく正すの大
案件にのみして改正が行われたので、後か

5の同義も remission の場合と同じ処理と

いう形が示されておいて、

(13) 1964年ウ、 - 二五〇郵便条約第29

条、1項。

3. 国際連盟

第一次世界大戦後1919年に成立した国際連盟規約は、

…以て国際協力を促進し、且各国内の平和と安寧を完成せしむるが爲…⁽¹⁾

と、この一般政治的を目的とする国際機構を設立して…と同時に、根拠として行拂の設立条約がある点か、これを検閲して来た行拂の設立条約と異なるところである。⁽²⁾又国際連盟規約は第26条で以下のよう改正についての規

定之段けてハ、

1、本規約の改正は、連盟理事会を構成
す代表者を出る連盟各口及び連盟総会を
構成す代表者を出る過半数連盟口之を批
准したるとき、其の効力を生ずるときとする。

2、右改正は、之に不同意を表明したる連
盟口之拘束すべしとする。但し此の場合に
於て当該口の連盟口たるべきに至るべし。

之に非ずば、電氣通信連合や郵便連合のように、
改正は一定の期日に発効するものではなく、他

の一般の多数口内条約に多くみられる一定数
の批准の要件により、効力を生じず年終を採
用してハ、必要の批准数は、理事口につ
ては全員一致の原則が、他の加盟口につ
いては多数決原則を採用してハ、又この条約の
起草過程において、設立条約の改正は新旧両
条約の並立という結果をきたさしえないこと
が、電氣通信連合や郵便連合の経験等を通じ
て、既に明確に認識を以てハ、之を以てする
が、従って理事口については、改正に對する

拒否権の行使という形で保証を以てし主権の自由が、その他の加盟国に於いては尊重を以てしているとして、中立国からの預け返しが当初提起されていた。(3) その結果違約したのが第2項の規定であり、これは改正に同意し得る限りそのことによって拘束されることになり、
 として、同条原則を確記している。しかし同意しない場合には、設立条約の一貫性を保つため、連盟によることは不可成とする。二の場合の加盟終了は、第1条3項に規定した

の脱退とは区別され、二年の予告期間の必要なく直ちに加盟国でなくすることを可能である。(4) 二で脱退条項を適用することなく直ちに加盟終了を認めず解決は、電気通信連合や郵便連合に於いて年終と非常に似通った性格を持つこと。ただし電気通信連合や郵便連合では設立条約が恒立していることから、
 条約の終了一新制という年終と比較的容易に認められるに於いて、国際連盟では設立条約は一貫性を持って継続しつつ、改正の結果とし

て加盟終了を認めるといふ点で相異が起つた。この条の挿入は、当初理事会と他の加盟国内の平等から条一項に反対していた中立国を満足させた。(5)しかしこの条26条は、改正の効力の発生について、改正に同意しない加盟国について規定してこの条で、改正のうしろさうしでや持戻についての手続は何等規定してあることか、その後非常に多くの内題を提起し、結果となつたのであつた。1920年の条一回総会において、早くも案体

的改正を念ひくつたかの改正提案が北歐諸国により提出された。そこで総会は改正委員会を設けて内題を検討せよことに決定したが委員会は特に持戻については改正条項自体の検討しなればならなかつた。まづこのうしろさうしについての規定があることか、改正における総会と理事会の役割りが全く明らかになつてゐることか、そこで条26条の内題から理事会で全一一致の賛成が得られれば総会に内題を付託することなく改正は持戻され、総

念の存在は批准に反映し得るものとすべしとすべし
 可能なのか、又は理事会と総会の二回の採決
 が必要なのか、総会での採決は理事会の整
 存を前提とするものとすべし可能なのか、という問題
 が生じた。これについて委員会は、総会にお
 いて一回採決しければ十分であり、その場
 合に理事会の賛成が合意として必要がなし
 と決定した。次に委員については、第26条に
 約等定めがあることにつき、第5条1項の総
 会の採決についての一般規則が適用され委員

一般の原則が採用されるのか、又は第26条の
 内容から多数決原則が適用される過半数の賛成
 が十分なのかは問題となった。結局この中間
 とし、総会では全理事会及び四分の三多数
 の加盟国の賛成により、改正提案は採決され
 ることに委員会の決定した。⁽⁶⁾その他批准につ
 いても、第26条の規定を補充するに、いく
 つかの問題が検討された。まず第一は「総会を
 構成する代表者を出る過半数連盟国」とは、
 全加盟国の過半数であり、又は採決時の

出席加盟国数の過半数であるのかは内題となつたが、これは全加盟国の過半数と決定された。第二は全一一致の批准が理事の理事は、改正の採択直後に理事が改選された場合、この時点の理事に指すのかという内題であり、委員会は改選後ではなく採択時の理事の全一一致の批准があれば十分であると判断を下した。第三の内題は改正の形式についてであり、これに対しては採択決定書という形式をとることを決定した。第四は二の

決定で批准の期限については18ヶ月と定めるとしたが、その後既に発効した改正に対して批准を後援するに決めた。最後に批准をしないことに決定した加盟国は、これを表明する必要があるかという点の内題であった。第26条2項の規定上は、改正に干渉する加盟国は連盟に上れるにあり、したがって、この点については改正の発効後一年以内に批准拒否を通告し、この時点で加盟を終了する旨決定した。以上の内容の改正委員

合の提案は、先二国会に付記し、批准につ
いての第四の内題点、批准の期限を1ヶ月か
ら22ヶ月に延長する修正を加えられた後、全
て一致で可決し出ている。⁽⁹⁾

この1921年の先二国会は、改正の年経の決
定に続いて具体的な改正提案を呈行し、実に
9ヶ条にわたる改正提案がこの年経に従って
可決された。⁽⁹⁾しかしその中で実際に発効した
のは半数の5ヶ条にわたる改正だけで、他
は上記の改正年経を盛りこんだ第26条に因り

る改正を含めて、結局発効するとはなかつ
た。⁽⁹⁾ここで発効した改正がどのようなもので
あったかを、一応検討しておく必要があると
考えられる。これは、先4条2項の非商工
業中口の運出の規則の指針に於いてと、先6
条5項の財政上の経費に於いてという二つに
内務規則に内する規定であり、先12条、先13
条、先15条の改正は、全て「司法裁判の判決」
という造りで行う起草上の重要であった。⁽¹⁰⁾こ
れらの改正は全て如里の権利、義務に直接

関係のないものばかりで、遂に発効しなかつた。第16条の「浸蝕」に対する創設、第44条の義務に大なる影響を及ぼす改正は、全て必要の批准を得ることは出来なかつた。⁽¹¹⁾特にこの第16条に関する改正はその後提議され、何處か否か可決された。しかるに持戻にかつては反対がなると、批准とるゝと10ヶ口にも達するといふ結果が続いた。このことか、改正を實現するの困難なるのは、持戻ではなく批准が原因であることか推定出来

り。特に理申口の場合の批准についても全量一致の原則が適用され、事實上拒否拒否を行はしうることか。改正発効の大なる障害となつていふことか。⁽¹²⁾

以上の如く、規約第26条の改正規定の年級上の準備は、改正委員会が提議する二級会が持戻したことで一応補われたと考へてよいであらう。そしてこの持戻年級は十分の機能を果たすかに及ぶに足らぬが、内題は第26条自体に存在した。なほわつた批准について理申口に

全員一致の原則を採用し拒否権を認めたと
 が、可決された改正の発効を著しく困難に
 してしまふ。そして発効まで二ヵ月だけ改正は
 全て加盟国の権利、義務に直接関係するもの
 ではない内部規則又は起算上の内題に限定さ
 れていた。このように国際連盟に於ける規約
 の改正が実行困難であるという事は、規約
 の解釈と慣行を通じての事実上の変更も多く
 もたらした結果となつた。⁽¹⁴⁾ このような事実上の
 変更が発効に行われぬのは、正すべし改正が十

分持能を果しえなかつたのであり、その原因は
 全般に加盟国が新しい義務を引受けよことに
 消極的であつたという事実に如くて、批准につ
 いて理事国に全員一致の原則を適用し、改正
 の発効を妨げず拒否権を認めない制度に存
 するとの結論に至つたのである。

(1) 国際連盟規約前文。

(2) 国際連盟規約は、国際労働機関憲章と
 と共に、ジュネーヴ条約の一部となし

ていふが、このことは口際折様を設けず
 7条約として成立していふと云ふことは
 矛盾しない。

(3) 加盟国全体に全互一致の原則を適用す
 ることは現実的でないといふが、理事
 国にのみ多数決原則を採用するべきだ
 と、オランダ、ノルウェーに於て主張し
 した。Zacklin, op. cit., p. 53.

(4) Ibid., p. 57.

(5) Ibid., p. 57.

(6) Ibid., p. 75.

(7) Ibid., p. 79.

(8) 第1条、第4条、第5条、第6条、第
 12条、第13条、第15条、第16条、第26条
 に対し改正。Zacklin, pp. 80-1.

(9) 第1条、第4条、第5条、第16条、第
 26条に対し改正。ただし第4条に対し
 2改正は、部分的に発効した。

(10) Zacklin, op. cit., pp. 82-3.

(11) Ibid., p. 83.

(12) Ibid., p. 102.

(13) 具体的に例示すると、まず1921年のオーストリア条約は、オーストリアの領土への割譲について、新加盟国の承認に關するオーストリアの適用方法について、加盟国と非加盟国の間の条約の締結について、日露連盟に承認された公使の活動権について等の慣行を發展させた基礎となった。

又1923年のオーストリア条約は、領土に對する理事会の地位を、理事会が審判中の事

項を總會の取上げることからなる」という形で認められているが、重要と考えられる。又1936年のオーストリア条約も、租約の原則の適用に關しての特別委員会を設置することにより、租約に定められた範囲を超えた活動が可能にする基礎を奠した。

4、口際労働村崗

ベルカス工条約により口際連盟ととちに見
 立てられた口際労働村崗は、労働条件や社会条
 件の改善のためには口際協力を必要であ
 るとの認識のもとに成立している。従ってオ
 ーストにふける検閲でも明らかになるように、労働
 村崗の組織、権限は他の労働村崗とは異なり特
 異な性格のものが多い。⁽¹⁾しかし総会や理事会
 などの人選格で労働者代表や雇業者代表が構
 成されていよとていふ点を除いては、加盟国に

より締結された設立条約の改正という局面で
 は、このような性格はそれ程大きく影響を
 与えていないと考へられた。又労働村崗はその
 設立に先だつて一連の口際労働条約（1906年の
 スワースの自給使用の禁止、婦人の夜間作業の
 禁止に關するベルン条約に始り⁽²⁾）を継承し
 ていよが、電氣通信連合や郵便連合に於ては
 それらとこれらとの条約を設立条約と合併して
 いるとて、設立条約を独立させ、その中で条
 約を保持又は改正する権限を総会に与えよと

ハウ形態をとってゐる。このことは、電気通
 信連合や郵便連合が条約関係処理のための口
 際事務局から出発したのに対して、当初から
 設立条約と実体的規則を定立する協約とを
 区別して、後者の締結に前者の想定に従属す
 るという前提を明確にしてゐる。

口際協約内閣議案の改正について規定す
 るベルサス工条約第422条は、

総会が出席代表の投票の三分の二多数に
 より採択す。この案の改正は、全連盟理

事口を全加盟国の四分の三多数に於て
 批准し、又は負諾した時に効力を生ず
 る。

と規定してゐる。当初改正については、イギ
 リスの提議に於ては、採択、発効と非
 に全一致の原則を適用す。この主張は
 されたが、より多数の年組を採用すべきの
 意図が強く、口際連盟規約と同様、批准に
 ついては口際連盟理事口には全一致の原則を、
 その他の加盟国については多数決原則を採用

してゐる。しかし持戻に肉しては日際連合と
 は異り、三者構成とする統合において三分の
 二の多数決原則を採用し、二の持戻は加盟口
 数との関係の無い出席代表の数に依存させて
 いる。二のように持戻の表決方式については
 規定中に明記してゐないが、日際連盟規約第
 26条の2項に相当する改正の効力については
 いかゞ定められてゐるか、内題を待つと言
 える。又帝仙村肉の憲章の改正に於いては、
 日際連盟の理事口に特別の地位を認め規程に

ついで拒否権を認められてゐる。帝仙村肉が
 日際連盟の一部を占めてゐることに基き、又
 帝仙村肉の理事会も統合と同じ三者構成によ
 り成立する。何人代表村肉が一人と二つある。
 理事口が存在しないことに基き、しかし二の
 改正条項は、その成立時に全ての交渉口を満
 足させてはゐなかつた。ギンバ、ボ
 リビラ、エラアドル、バサマの中南米4ヶ口
 は、二の改正に於いて留保を表明してゐる
 本意がある。(3)

この規定に基く口際労働協約規定の改正は、必ずしも容易なものではなかつた。1922年の中三統会において、理事会の権限がヨーロッパ諸国に於り多数を占められていたという事を知り、定員数を24名から32名へ増加する改正提案が提出された。この投票は各10人が17年毎に出席代表の半数により可決された。全体としては賛成44、反対16で採択された。(4) したがってこの改正が必ずしも批准数を得て発効したのではなく、更にその後11年を経過した1939年で

あった。(5) 改正の採択が感動を呼んだこのように発効に至らなかったことは、必ずしも一致の批准が必ずしも口際連盟理事会に於いては、口際連盟の場合とは異なり、採択時の理事会でなく発効時の理事会とせざるを得なかった。(6) この改正が口際労働協約の前年25年間の唯一の改正であり、しかも理事会の定員数の増加という、加盟国の権利・義務に直接関係のない最も一般的・系統的な改正で10年以上の歳月を必要としたということは、労働協約の改

正の発効と又団体であったことを示して、
 その原因はやはり批准にあり、口際連盟理
 口に全一一致の原則を適用して、このことに加
 えて、他の加盟国については拒否扱いは認めず
 多数派原則を適用して、このこと、数の上で
 四分の三多数という持分の三分の二よりも多
 い割合を要おして、この点にありと考へられた。
 1939年の改正はその内容からして当然に全加
 盟国を拘束するものであり、これについて
 特に反対を表明する加盟国は出なかった

か、このような場合改正による拘束を受ける
 いために、口際連盟の如く特に予め定めら
 れたことがなかった。第1条5項の脱退規定
 に従うことになり、そのと考へられた。規定上
 はその後も改正の拘束力については争わな
 かったことは確かだが、現在では発効した
 改正は全加盟国を拘束するものとして、⁽⁷⁾
 このような年経は電気通信連合、郵便連合、
 口際連盟を通じて出された批准を、場合加
 盟を終了させたという措置を避けるべきの

と考へられ、謂わば改正反対口は、同意か脱退かという選択を迫られ、結果を未だ了すと認められず、これはその後身内折衝や口際注会に一般化する年紀であり、それを第二次世界大戦前に実現した点で、第1折衝の実行は大方の意向を持つと言えよう。

第二次世界大戦を境として口際連盟が崩壊し、新しく口際注会の出現に至る過程で、口際第1折衝は憲章の改正という形でその新しい世界への適応を実現し、憲章の一貫性を保

持つよるとか出来た。次にこの時期における改正の実行について考へてみることにする。第二次世界大戦の開始後、戦時下の1944年には、戦後世界における第1折衝の目的と任務を確認するワシントン・ワグネルワグネル宣言が第26回総会において全会一致で採択された。同時に憲章上の内題に手を付けようとする委員会が設置された。⁽⁴⁾翌年の第27回総会では、加盟口、財政についての内題とともに、憲章の改正年紀の発刊が早急に必要であると決議された。統

合では改正条項の趣意がその下の経験から、
 改正を有効に感動させる材料を十分に集め、之
 の二とが明確とされ、直ちに改正を感動さ
 せる必要が認められる。結局協定規
 則のその下を成し、別の材料を理事会に提出す
 る主要差違口より中の5ヶ口を全公。加盟
 国の三分の二多数の国の批准により、改正は
 感動するとする程事が具体化された。二ヶ口
 必要批准数を四分の三から半に下げ三分の
 二に減少させると同時に、以前の国際連盟理

事口について採用していった全員一致の原則
 を排除するとして、何かある形の拒否が認め
 られる。しかしこの改正を実現するため
 にはこれより二年約第422条の旧規定に従う
 必要があり、しかも国際連盟理事会の批准が
 要件とすることはこの改正条項自体の改正の感動
 年紀が異なる問題と成っている。そこで改正
 の感動前に国際連盟が消滅した場合、国際
 連盟理事会の批准については何等要件を構成
 せず、加盟国の四分の三多数の批准のみによ

り改正は発効する」という合意を、改正文書に
 添文比するとしてした。⁽⁹⁾このよう内容の改
 正程序は1945年11月5日に総会に於いて採択
 された、1946年4月19日に国際連盟が崩壊した
 ので、同年9月26日に常務委員の四分の三の決
 議を得て、改正条項の改正は発効した。⁽¹⁰⁾この
 結果、常務委員は発効したばかりの国際連盟と協
 定を締結し、国際連盟の最初の常務委員として
 その地位を獲得した。⁽¹¹⁾経って1946年の第29総
 会で新憲案を採択し、これは新しい改正年経

に従い1948年に発効し、これに常務委員は中
 二九世界大戦を経て世界状況の変化に適応す
 ることが出来たのであつた。このようにその過
 程で改正条項自体の改正の実現が最大の役割
 を果たして、この後このようにもなつた。とし
 て前回の理事会の定数数の増減の改正で1之
 11年々の期間を必要としたのに対して、今回
 の改正がわずか一年以内に発効したのは、戦
 時下の緊迫した状況とその後の戦後世界への
 期待という現実も1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8) 9) 10) 11) 12) 13) 14) 15) 16) 17) 18) 19) 20) 21) 22) 23) 24) 25) 26) 27) 28) 29) 30) 31) 32) 33) 34) 35) 36) 37) 38) 39) 40)

簡便により理才口の拒否権が除去されたこと
 が大きく影響していったと云うこと。その考
 で、新し「改正条約が拒否権を排除して」
 ということでは、その後の国際労働内閣の憲
 章改正によって、自動の基礎を確保して」
 と考へた。

(1) 第1章第2節「1. 国際労働内閣」を
 参照。

(2) McMahon, "The Legislative Techniques of

the International Labour Organization," B.Y.
 I.L., vol. XL1, 1965-66, p. 3.

(3) Zachlin, op. cit., p. 60.

(4) Ibid., p. 88.

(5) Ibid., p. 89.

(6) Ibid., p. 89.

(7) 本章第3節参照。

(8) Zachlin, op. cit., p. 89.

(9) Ibid., p. 91.

(10) 国際労働内閣憲章第36条。

(11) 高野前掲書, 324頁。

5. 常設国際司法裁判所

この節で最後に検討するのは、常設国際司法裁判所規程の改正についてである。常設国際司法裁判所は、第一次世界大戦前、国際労働機関と並んで、国際連盟の一部を構成していた。それが、国際労働機関の如く、設立条約の改正という方法で、戦後世界への適応を果せなかった原因を、ここで検討してやることにする。

1920年に国際連盟総会において採択され、

置 1921年に発効した常設口際司法裁判所の設
 立条約は、いかなる意味でも改正に關する条
 項を合んでいなかった。しかしこのことから
 改正が全く不可能という事にはならず、19
 26年の当事口会討において全員一致の同意に
 よって改正しようとしたことが合意され、1927年の
 ロータス号事件の過程で、裁判官の欠席によ
 り代理裁判官や判決の遅延の問題等が具体化
 したことから、1928年の口際連盟の総会でフ
 ランスが、この問題につき総会が責任を持つ

べきでありとの提議を行った。(1)この内題は口
 際連盟の理事会に送付され、検討に當つた事
 業会は、規程中の主要な部分についての改正
 であることと条件に、全員一致の同意により
 改正可能でありとの結論を下した。(2)翌年口際
 連盟総会と別に開催されたジュネーブの改正
 会では、裁判官の定数を15名へ増加するこ
 と、又裁判官の待遇等詳細な点に關する改正
 が採択され、そのほとんどが全員一致の賛成
 を得ている。これらの改正は49ヶ日の署名に

よして決定として加盟国の批准に付し、次の裁判官の選挙に適用し、これに基づいて1930年9月1日に発効すると条約中に規定された。しかしながら1年の内に49の全加盟国の批准を期待することは不可能であり、そのため期限満了に批准せず、又発効に対して反対を表明しなかったのは、黙示の同意を行なったものとみなすという規定も条文中に記されていた。⁽¹³⁾ 以上期限満了に22ヶ国が批准し、8ヶ国が発効に反対しない旨を表明、2ヶ国が沈黙と

いうところから、黙示の同意を合して1942年の同意を得られたものの、一方では2ヶ国が国内法令に反する反対のために発効に反対を表明し、他の1ヶ国は特別の理由から発効への反対を表明している。⁽¹⁴⁾ 以上でこの問題を扱ったロンドン連盟の中11総会は、反対国に再考を促すとともに、発効を延期すべし決定を行なった。その後批准の獲得に努力した総会は、発効の見直しが行われた時点で、改めて1936年2月1日の発効を決定、改正は無手発効に引き

ついた。

ニニが問題とす、改正は、租税の基本的
 な事項に關するものではない、又加盟国の権
 利・義務に影響を及ぼさざる内容を持つと
 も考へられ、ごく一般の、年賦の改正であ
 った。そして早急の発効が希望されたもの
 の、設立条約に改正条項が存在してゐないと
 ころから、持続、批准と多数決原則を適用
 するところが可能なため、黙示の同意という
 かなり無理のなと解釈を適用してゐる。しか

も求められた期日までの発効が不可能とす、
 ことに、この際、国際連盟の統合によつて延期
 が決定されたか、延期がとどこも法的に可能
 であつたのか、改正条約とは異つて統合がな
 された後、発効が制限され、たのかという法的な
 疑問が残してゐる。以上の二つから持続の設
 定条約の場合も、改正条項が存在してゐる時は
acte contraire の原則により全質一致の原則の
 適用によつて、条約は改正しようとするか明ら
 かとされた。しかし全質一致の原則の適用は

有根に於いてはとしかく、批准に於いては改
 正の発効を条約に困難に於くと考へるは
 も二で黙示の同意という解釈で使用するに
 の、やはり発効でクエトの時日を要して
 いる。しかもこの過程が改正条項の挿入が更
 現したか否かと二つある。国際連盟の崩壊と
 と共に、常設国際司法裁判所規程は再び大に
 困難に遭遇しなればならぬ。その
 わりダンバートン、オックス会談に於いて、
 国際連盟の司法材内として、常設国際司法

裁判所規程を改正して存続せよとすか、又は
 全く新しい裁判所として別規程を締結すべ
 きかが問題となり、た。同一裁判所として継続
 する場合に於いては、總じて判例体系を継承すべ
 したに、管轄権に於いては混乱が生じない等
 の有利な点に注意せられたか。以前の改正の果
 行はるか、そのような本質的な改正の発効が
 同様に不可成にせよとの判断は、結局新
 規程に裁判所規程を締結すべしとに決定した⁽⁵⁾
 しかし新たに締結した国際司法裁判所規程

は、その条文のほとんどが常設仲裁司法裁判
所規程から継承していい上は、判例も一貫し
た体系として実際には扱われていた。

✓ 以上のように常設仲裁司法裁判所規程にっ
いては、改正条項が存在しなかったことか、
設立条約の存続を短命とした結果とな
っていった。金本盟はこれらの全一一致の原
則の適用は、国際連盟規約や国際労働内定
条の改正の場合の、国際連盟規約にっいて
の全一一致の原則の適用に比べて、改正の発

効を及ぼすかに困難にし、その結果同条とい
う解釈を促して、容易に解決しなさいとの
べりがあったとみられる。従って、改正条項
についての労働内定条と常設仲裁司法裁判
所規程に及ぼす相違は、第二次世界大戦後の世
界状況への適応という場面で、決定打を差す
たところといえよう。

(1) Zachlin, op. cit., pp. 92-3.

(2) Ibid., p. 93.

(3) Ibid., p. 96.

(4) Ibid., p. 97.

(5) Ibid., p. 101.

6. まとめ

以上口際連合成立以前の口際連盟及び専門
 機関の前身たる枠構について、設立条約の改
 正手続が形成されてきた過程と、その可能・
 実行について検討してきた。そのうち、口際
 電気通信連合と口郵便連合の場合と、口際
 連盟及びその一部たる機関の場合とでは、時
 代的にも、又枠構としての性格についても大
 きな相異が認められた。その中で最も顕著な
 のは、前二枠構の設立条約がそれぞれ専門

分野下の一般的な実体的規則と分割して
 ないこと、従って当初は設立条約の改正と
 いう概念は存在せず、むしろ改正の実行を通
 じて徐々に設立条約が分化していったこと
 が二つある。又二つでは改正後の設立条
 約の一体性は、改正毎の設立条約の終了一更
 新という形で確保され、その伝統は現在でも
 存続している。国際連盟の時代に入ると、設
 立条約が林立し、又改正規則も多岐にわた
 り、二つが多くなるが、全ての材料で拒否権

が認められ、それがために発効が困難となっ
 ていふところから、改正条項の十分な材料を
 集めては考へられる。その中でわざわざ
 国際協力の材料が、国際連盟の崩壊により
 拒否権が排除され、第二次世界大戦後も屢々
 の改正という形式で継続が可能となつてい
 る。この点改正規定があるために、全ての同盟
 について全一致の原則を適用しなればなら
 ないが、通常は国際司法裁判所規程と、大
 きな相違が認められる。又国際協力の場

合は、改正は発効後全加盟国の拘束力とすとい
う、その後の国際連合中東部地域に一般化す
る拘束力が出現してゐる。これに對して国際
連盟の場合、改正に批准しては拘束
力があるが、批准しない国は拘束に及ばないとい
う措置を講じてゐる。これは電氣通信連合
や郵便連合の如くに拘束力が及ぶ加盟国自
身的に終了するといふ制度とは異なり、拘束
としての一貫性は認められたが、改正による
拘束が脱退かといふ選択に加盟国に迫る程度

格なものである。従つて電氣通信連合や郵
便連合の制度と、労働機関の制度の中肉的な
存在と考へるとは出来よう。この如くに国
際連盟の時代には、拘束の一貫性を損なは
ないで、改正前の旧条約を終了せしめる必要が、改正の
発効後の拘束力を拡大するとして可能とすれ
ば、大きな意義を認めるとは出来た。
しかし一方、全一貫性の原則の存続で、加盟
国のわずかの部分であつても拒否権を認め
るとは、改正の発効を非常に困難にするとい

が明らかになつてゐる。常任機関の改正条項の改正の案行にも表われてゐるようには、二のような認識もこの時代に得られた大きな成果の一つと考えられるのである。

第二節

国際連合憲章の改正

序

国際連合及び専門機関の改正年総の一般的考察に入る前に、国際連合憲章の改正規定、その成立過程、改正の実行と国際連合の活動にかけその機能等につき検討して置くことにする。それは、国際連合が現在の国際機構の中で最も重要な位置を占め、従つてその改正ということは政治的にも法的にも大きな意味を持つという理由に基き、しかしより重要なことは、国際連合が他の専門機関とは異

り、その政治的目的の故に、安全保障理事会の常任理事国たる五大国に特別の地位を認めたいという構構の組織上の問題である。そして改正年続に於いても五大国については全員一致の原則が適用され拒否権が認められていた。したがって現在の口際構構の形態上、専ら内閣に於いては口際連合はその頂点にあり勿論、改正年続については、口際連盟の時代の伝統を継承してはならないと考へる。以上の理由から、そして次の第三節で再び一般

的な観点から考へるに、前提として、口際連合憲章の改正について考へておくことは必要と考へる。以下、

憲章は「改正」に於いて、以下の如く二つの規定を設けていた。

第108条〔改正〕この憲章の改正は、總會の構成国の三分の二の多数で採択され、且つ、安全保障理事会のすべての常任理事国を含む口際連合加盟国の三分の二によつて各自の憲法上の年続に従つて批准された

時に、すべての口際連合加盟口に対して効力を生ずる。

第109条〔全体会行〕1. 二の定章を再定行すための口際連合加盟口の全体会行は、總會の構成口の三分の二の多数及び毎全保障理事会の9理事口の投票によつて決定し、日及び場所が協約で決定するものとせらる。各口際連合加盟口は、この会行において一部の投票権を有する。

2. 全体会行の三分の二の多数によつて

勧告され、二の定章の変更は、安全保障理事会のすべての常任理事口を含む口際連合加盟口の三分の二によつて各自の憲法上の年統に従つて批准された時に効力を生ずる。

3. 二の定章の効力発生後の總會の第十回年次会期までに全体会行が前催されなかった場合には、これを招集する提案を總會の第十回年次会期の行事日程に如く行はるべき。全体会行は、總會の構成口の過半数及び毎全保障理事会の7理事口の投票

によって決定されたときに適用しなればならぬ。

この二つの規定が並立して存在する理由及びその内容の理解をなすために、またこの二条項の起草過程の検討して行く必要があると思われ。

1. 改正条項の起草

日欧連合の設立につき具体的な構想を提示したダンバートン・オークス提議は、「加盟国の三分の二多数により採択され、安全保障理事会の全常任理事国の合意加盟国の二分の一多数の批准により発効し、改正は、全加盟国に拘束する」という改正についての基本的な内容を保持していた。¹⁾ これが日欧連盟の改正条項と比較すると、多数決原則と全一致の原則の複合的適用という点では一致している。

しかし金貨一致の原則が適用され、範囲が、
 金貨才口から常任理事才口の所へと縮小して
 いる。もう一つの大きな変化は、国際連盟規約
 第26条2項に相当する部分であり、国際連盟
 の場合は改正に同意を表明した口は拘束を
 負わないとの明文を設けていたのに対し、
 金貨盟口を拘束するとする効果を持つこと
 点である。このことは翌年国際連合設立のた
 めに開催されたサンフランシスコ会合に於いて
 ても内題として出ている。こうなると多数の批准

により改正の発効とともに、金貨盟口がこれ
 に拘束され、しかも脱退に由るといかなる規
 定もないことになった。五大口以外の口から強
 い反対が寄せられた。⁽²⁾ 脱退については、憲章
 規定とは別に会合が、国際連合が平和を維持
 することが不可能となった場合とときに、発
 効した改正を批准できない場合に、例外的に
 行われようとする旨を採った。⁽³⁾ 又「ベルギー」の提
 案により、発効に必要の批准数を二分の一多
 数から三分の二多数に増加すること可決し

権
大
学

れ、これが憲章第108条の規定として成立した。

もう一つの拒否権についての反対は、改正条項のみに関する内容ではなく、安全保証理事会の決定全体についての、国際連合の組織上の基盤に対する反対であった。拒否権に対する中立国の不満は大きく、カンファレンス会議では、憲章の再検討を急ぐこととし、将来拒否権を認めず制度を再考し、それが恒久的に維持されるべきではないことを示

すことと、併協を成立させたことがとられた。この場合の改正は、第108条に規定された amendment とは区別され、alteration として、カンファレンス会議と同等の正すな会議により決定される必要がある。総会においてではなく別途開催された全体会議により行われることとなった。全体会議は加盟国の三分の二多数の要求と、安全保障理事会の7理事国の賛成により開催され、会議開催の決定については拒否権は認められていない。⁽⁴⁾しかしこのよ

うな改正が送らば工手続は、中101条に規定
 した手続と全く同じであり、金庫に理事口
 の批准がなければ発効したことはできない。
 金庫合併に関する条項の挿入は、多くの反対
 口が満足を示さなかったこと、なか、合併が備
 置された危険を考慮して、よび手では合併
 が備置された場合には、中101条には自働
 的に招集提案が件事日程にかえられたという
 規定が加えられた。二の場合の合併備置の決
 定要件は通常の要件より厳格され、金庫盟

口の二分の一多数と安全保障理事会の7理事
 口の賛成があれば十分とされた。以上の内容
 の規定が憲章中109条として挿入されたので
 ある。このように中109条は、拒否権に對する
 反対から憲章に干渉を挿入する口を促進
 することを取入れられたと考へられた。中
 108条の拒否権により可能となく、~~この場合~~
 にこれに代りて適用出来た規定と考へられ
 た。しかし合併備置手では拒否権は認められ
 ないものの、改正の発効については中108条

と同様の拒否権を認められているので、総務経会での改正の場合と同じ結果になることか予想される。この点で全体会併と総会とは別に開催することの意味を持し、カンファレンスと合併と同等の全体会併の決定は、総会の場合よりもはるかに大なるフレキシチャーとなつて、全大の拒否権の行使を妨げうるといふ政治的考慮がうかがわれるのである。⁵⁾

(1) Zachlin, op. cit., p. 105.

(2) Ibid., p. 106.

(3) Schmelb., "The Amending Procedure of Constitutions of International Organizations," B. Y. I. L., vol. XXXI, 1954, pp. 72-3.

(4) その後理事会の定数数の増加に伴い、7理事のほかに9理事の増設が必要となつた。

(5) Zachlin, op. cit., p. 108.

2. 憲章の改正手続

これまでの考察で、第108条とは別に第109条が規定された経緯が明らかになってきた。次に二つは、二つの条項の相互的な検討により、憲章上の改正手続全体を明確にしていこうと思う。

まず第108条の改正は *amendment* と呼ばれ、第109条に於いて改正は *alteration* と規定されていふところから、両者の法的相異が内題となる。よれば、この条項からすると、*amendment*

は通常の特定条項の改正であるのに対し、*alteration* は「憲章を再検討するための全体条件」について行われべきところから、より包括的・一般的な改訂を意味するものと考えられる⁽¹⁾。しかしこれは程度又は量的な相異であり、法的には同様の機能を果たすと認め得べきである⁽²⁾。又二の二条項の内でも、他のいかなる方法でも、改正の対象を限定又は分化せよと行われべきでない。

次に持戻について、第108条は総会にか

いて行われ、才109条は全体会任において投票
 票とこれと規定されている。従って持株行團
 は異なり、実質的には同一の様式に於てなり、
 しかと投票とこれに一口一票とありと二つか
 ら、実質的には相異は無いと考へられた。又
 表決について前者は「総会の様式に於て三分
 の二多数」、後者は「全体会任の三分の二多数」
 という二つとで、全体会任のの多席に於ては限
 りやはり実質的には同じ二つとに於てなり。しかし
 会任の様式が異なりと二つから、総会の場合は

「持株士会」ののであるが、全体会任の場合
 は一特別の会任であり、加盟口へ「知告
 とこれ」という形に於てなり。
 発動要件について、いづれの場合も全常
 任理事口と會任加盟口の三分の二多数の批准
 により発動するといふことで、全く異りはな
 い。ただし才108条は「...批准された時に、
 全ての間際連合加盟口に於て動力を生ずる。
 (傍点筆者)」とあり、才109条は「...
 批准された時に動力を生ずる」としか規定さ

れていない。この点から改正の拘束力について何等かの相違が生ずるとの意見はど二にキ
 ずしたくないし、又問題として二にキをか
 った。⁽³⁾

最後に憲章中12条の規定により、憲章との
 一貫性が認められていた国際司法裁判行規程
 の改正について言及してなく、常設国際司法
 裁判行規程との異り、国際司法裁判行規程は
 改正についての規定がなく、第69条において
 以下の如く定められている。

この規程の改正は、国際連合憲章が同憲
 章の改正について規定する年組と同一の年
 組で行う。但し、維会がこの規程の当年
 で国際連合加盟国でないものの参加に関し
 て安全保障理事会の勧告に基づいて採択す
 ることのある規定には従うものとする。

この場合に、「同憲章の改正について規定する
 年組」として適用されるのは、第108条の
 であり、第109条の年組が適用されることは
 ない。⁽⁴⁾従って第108条は憲章の年組でなく国際

司法裁判行規程もその対象という二となる

。ただし続く第70条が、

裁判所は、必要と認めらるる二の規程の改正

を、第69条の規程に基づき憲法の目的に奉節

統長にあつた通告を以て提議するに権限を有す

る。

として、裁判所自身が改正提議をする点、及

が第69条後段で規定される口際連合加盟国で

ない裁判所規程の当事国の参加については、

通常の改正とは異なり年経かとする二とを以

ておさく。

以上憲法の改正年経について、第101条と第

109条の相異を於行して来たが、両規定は法

的必然性から區別を以ていふのでなく、必

しき起算過程での政治的考慮に大きく影響

を以て並存する二とにあり、これを認識する二と

が可能であろう。この二とは改正年経におい

て実現する相異が認められるが、その二とが

も明らかであろう。以上のような基礎にた

て、次に憲法の改正年経の実際の適用につい

乙参考資料として示す。

(1) Schwelb, *op. cit.*, pp. 76-7.

(2) *Ibid.*, p. 77.

(3) 田岡良一, 日際連合憲章の研究, 昭和24年, 有斐閣, 245-6頁。日本日際連合協会, 日際連合大観・上, 昭和25年, 402頁。Kelsen, *The Law of the United Nations*, Stevens & Sons., 1951, p. 818.

(4) Zachlin, *op. cit.*, p. 115.

3. 憲章改正の試みと実行

憲章改正の試みは、オブサ1総会に於けるリッピンのオ27条3項の改正提案に始まる。オ27条は安全保障理事会の表決に関する条項であり、3項はその中常任理事国の拒否権を認めるものである。この提案は、キューバのオ109条の全体会採用案に移行したが、結局反対が多く採決には到らなかった。次のオ2総会では、ブルゼニクがオ61条の経済社会理事会の理事国の増加を提案してゐる。

又拒否拒絶止のための全体会行開催提議も再
 が出されたが、とちに次の総会に持ち越されて、
 第3総会はこの二つの提議について検討したが
 やはりとちに反対されて持扶は行われなかつた。
 このように初期の改正の検討に就いては、
 第1総会での提議に明らかなるようには、第108
 条と第109条の採用に不けん混乱がみられた。⁽¹⁾
 そしてその後五大会の拒否拒絶の行儀が重なる
 につれ、第108条の改正が困難なことが明確
 となり、加盟国の関心は第108条から離れて

いく二とにたつた。そしてこれに代り第109条
 の全体会行への期待が高まり、第3総会あた
 りで急激な動きがみられた。⁽²⁾

第10総会に、案第109条3項に従って、
 全体会行開催の提案が自動的に行事日程に加
 えられた。その案議の中で、一方では冷戦と
 核戦争に危機を感ずるため、又加盟国の増加によ
 り行儀の構成上の変化に対応するため、全体
 会行開催が熱心に希望された。しかしもう一
 方では開催自体には賛成ではなかつたが、1955年に

新しく加盟を認められた16ヶ国等の新加盟国が、金体会行に有効に熟知しようとするまで延期すべきである等、その時点が改正を成立させ、最も有効な時期ではないとの判断による、消極的な延期提案も出された。そして賛成43、反対6、棄権9という投票により、金体会行開催は延期されることに決定された。⁽³⁾この時期は米ソの対立、冷戦が激化していた頃で、拒否権の行使によりれば安全保障理事会が機能しなくなり、拒否権への批判は

非常に高まっていた。しかし拒否権に関しての改正が採択されたとしても、それが有効になるためには五大国の合意が必要であり、五大国間に合意があれば拒否権の行使は自然減少し、特に改正を必要としないという、トロジューに陥ってしもうことになる。その後、の総会でも金体会行開催提案は時期早尚ということで反対され、加盟国の関心は再び冷たさへと落ちていくことになる。

第11総会において再度提案された経済社会

理事会の理事口の増加についての改正は、
 は統合まで延期されることと決定された。そして
 て大量のラジス、アフリカ諸口の加盟により、
 安全保障理事会と経済社会理事会の理事口の
 増加要求は、加盟口の増大から多少避けられ
 ない情勢となり、1963年からは統合を迎える
 ことになった。ソビエト連邦等共産圏諸口の憲
 法改正全般に對し、根強い反対は継続したが
 各口は改正内容の検討に具体的に着手し始め
 た。まず南米諸口により、安全保障理事会の

定員を11口から13口へ、経済社会理事会
 の定員を18口から24口へ増加させる提議
 が出された。しかしラジス、アフリカ諸口は、
 これと同じく安全保障理事会の15口、経済
 社会理事会の27口への増員を提議し、南米
 諸口もこれに同調することになった。そして
 は統合に對して、この提議はそれぞれ96口、
 反対はソビエト連邦、フランスを含む11口、
 棄権は合衆国、イギリスを含む4口という
 圧倒的多数により採択された。そして1965年

9月1日までに各加盟国は批准を爲したと
う取極められたが、五大国中一ヶ国しか賛成
投票をしなかったシとあり、発動にはかなりの
の危険が予想されていた。中でも合衆国、イ
ギリスの専断、フランスの反対は、検討を事
としたという消極的なものであったが、ソビエ
ト連邦の一貫した改正反対の態度は決定的で
ありかたにみえた。しかし合衆国が批准をした
後全常任理事国が次々に批准し、95ヶ国の批
准を得て改正は1965年8月31日に必要批准数

に達し、無事発動する事とが出来た。

これに伴う改正が、1965年の第20総会にお
いて、第109条自身の改正として再び問題と
なった。すなわち第109条1項の全体会科開
催の決定は、従来の「7ヶ理事国」から「9理
事国」を必要とする事と、先の改正の結果当然
に変更すべきであったにも関わらず、全くの技
術的な過失から見落されたので、再び新
たに改正を行う必要が生じたのである。⁽⁴⁾ 3項
の規定については、既に退会となった一回を

りの適用を定めたものであり、しかも経局全
 体合併の価値を認めなかったことから、歴史的
 な事実としてその事実としておき、特に改正
 を認める必要はないと判断された。以上記の改
 正提案は、總會において全會一致で採択され、
 唯獨に発効してゐる。この改正は同等實質的
 変更を企及するものではなく、従つて採択、発効
 とともに何ら問題も生じることではなかった。
 以上の如く、日際連合憲章の改正の討議の
 中で実際に実現されたのは、理事の増員と

いう最も一般的系統的な改正のみであつた。
 より實質的な改正の提案は全て拒否権の行使
 による発効の困難の予想から不成功に終つて
 いる。すなわち五大国に於いての全會一致の
 原則の適用から帰結する改正発効の困難は、
 日際連盟の時代の経験から、明確に加盟国間
 で認識されてゐたのである。しかも改正の知
 象がこのような拒否権の排除にあつたことが、
 問題を一層複雑にしてゐる。若し拒否
 権により採択しえなかつた場合、これに代

わりうるとい出してはた才109条も、改正の効
 効にフハては同じく拒否権を認めたりとニ
 了から、ハかに政治的プレッシャーをかける
 るとは云え、ニと拒否権内題の解決に改正条
 項はハかなる役割も果たさなハニとが、才10
 国会に於いて、才109条3項で定められた全
 体念付南進を延期した時点で明らかとなった
 事として改正条項に代つてニの内題に対処して
 きたのは、次で検討する憲章規定の事実上の
 変更である。

(1) Zacklin, op. cit., p. 117.

(2) Ibid., pp. 117-8.

(3) Ibid., p. 118.

(4) 外務省口際連絡局政治課, 口際連絡才
20回総会の事案・下巻, 昭和41年, 336
頁。

(5) 同上, 336-7頁。

4. 憲章規定の事実上の変更

先に検討した第108条の適用による1963年と1965年の改正とは別に、憲章の正式でない事実上の変更が、国際連合の30年以上にわたる経緯の中にみられた。この事実上の変更とは、改正手続を経ずに規定の解釈、不適用、後からの合意等による条約規定の改正であり、これに関しては条約法に関するラ、一二条約の起草過程で、「継続的慣行と一般の合意により条約に定められたものと異なりして条約を適

用する」とは条約改正の効果を持つもの」として認められている。⁴⁾この規定は結局ラ、一二条約において条約化されなかったが、その内容がラ、慣習法の形成と同質のものであり、慣習法の形成による条約の改正と考えられるであろう。憲章のこのような事実上の変更は相当なものとしては、安全保障理事会の投票における常任理事国の棄権の効果と、1955年の「平和のための統合実行」に付随して現れた国際の平和と安全の維持についての

議会の権限の拡大について、検討することとした。

(1) ILC Yearbook, 1966, vol. II, p. 119.

1) 年金保障理事会の投票における常任理事の権限の効果

憲章第27条3項は、

その他すべての事項に関する年金保障理

事案の決定は、常任理事の同意投票を含む
た9理事の賛成投票によって行われる...
と規定した。従ってこの条文のそのものの意
味は、常任理事の欠席や棄権の場合
年金保障理事会はかかる決定をなし得る
こととなる。

しかし1946年ソビエト連邦はスベスニ問題
につき棄権を投じたが、米国の存続を妨げる
意図はないと表明した。ただしこの行動が先
例となることは明らかではない旨を併せて述べし

ていふ。又1947年インドネシア問題で同様に
 らざりながら、拒否権には相当する、という条
 件ので弃权を行つていふ。この趣旨の完全保
 障理事会の行夏のルーリニグはその後同度キ
 くり返され、他の常任理事国もこれを支持し
 てきた。そして1954年までの間に常任理事国
 の弃权があつた。その中の重要事項に相当する決
 行が採択された。(1)との間にこれを完全保障
 理事会の年総規則として条文化する提議が出
 された。これが、事実上承認されたのである。

るから、規則に定め、必要はないと判断され
 ていふ。(2)
 以上の如く、弃权についてはこれを拒否権
 の行使と見なされることか、確立された
 慣行であり、一般の合意も得られたと認めら
 れよう。(3)これは憲章第27条3項の規定の事実
 上の変更であり、正すべからざる改正に相当する
 と考へ、これが可能である。地方常任理事国
 の欠席については、1950年のリビエト連邦の
 中口代表権問題におけるコットが有力な反響

を叫んだが、例が少いことか、正すだけの
改正が行われたと認めるとは不可能と思わ
れる。(4)

(1) Zacklin, op. cit., p. 184.

(2) Ibid., p. 184.

(3) イスラエルの口際連合への加盟承認に
ついつの許諾の際、このルーリングへの
反対が表明されたことがあったが、全く
内題とはならなかった。

(4) Zacklin, op. cit., p. 186.

2) 口際の平和と安全の維持についつの総会
の権限の拡大

今一つの憲章の正式でない事実上の変更は、
口際の平和と安全の維持についつの総会の権
限の拡大についつつ出される。総会と安全保障
理事会との関係についつつは、第12条1項に引
いて、

安全保障理事会が二の提案に於て云
 ったことは、二の紛争又は事態につ
 いて遂行して二の間は、二の紛争又は事態
 について、いかなる勧告もしてはならず
 と定められた。ところが1950年の朝鮮動
 乱の解決に努力して二の安全保障理事会が
 二の行動により、二の紛争又は事態を
 二の二で同年の二と二は二の危機
 を乗り越え、二の二の二の二の二の二
 を二の二の二の二の二の二の二の二

平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略
 行為があると思われ、二の場合にか
 いて、安全保障理事会が、常に理事国の全
 員一致が得られるために、二の平和及
 び安全の維持のための二の二の二の二
 に失敗したときは、二の二の二の二の二
 及び安全を維持し又は回復するための二の二
 の措置であって、平和の破壊又は侵略行為
 の場合には、二の二の二の二の二の二の二
 の二の二の二の二の二の二の二の二

有目的をもちて在ちに当該事項を堅持した
 ければならぬことを決定した。
 と規定してゐる。すなわち「平和に對する脅
 威・平和の破壊又は侵略行為がなす」と思われ
 るいづれかの場合」という限定のもとに、軍
 全保障理事会が拒否権により「国際的平和及
 び安全の維持のための第一義的責任」を早し
 めなくてはならない場合にのみ、軍全保障理事会に
 付託中の紛争又は事態について、同理事会の
 審議がなるとも、総会が知悉する(う)たれば

を認めようとする。
 この決定は、1951年の朝鮮問題、1956年の
 ハンガリー・スズベク問題の解決に當つて通
 用され、軍全保障理事会に代つて総会が招集
 されてゐる。しかしこの決定の適用に對する
 反対も強く、特にソビエト連邦は一貫して憲
 章に違反する決定であると主張してゐた。と
 ころが1958年のレバノーン問題に於いては、軍
 全保障理事会の全会一致でこの決定の通用が
 決定され、その後大きな反対は出さなかつた。

行った。⁽¹⁾従つてこの決定は、確立された慣行
 と同盟国間の合意により、実質的に中12条1
 項の規定を交渉又は造知する権能を果してし
 ると考へられる。⁽²⁾ただし終戦の権限の拡大と
 は、厚生保障理事会の権限が総会へ移行した
 ことを意味するものでなく、厚生保障理事
 会が拒否権により権能を有するようになった場合に
 の事、才二次的に認められたものであること
 を付言しておく。

又この決定は、才43条に規定された特別協

定により確立された軍事力と日英の間際連合
 部隊を認めると二つある。才43条以下の
 条項の不適用による、事実上の交渉が行われ
 たとの意見もある。しかし決行の前文才7パ
 ラグラフに、

是等才43条に規定した軍隊のための協定
 を交渉する意見を、厚生保障理事会に届す
 ることを再確認し、また、この協定の締結
 に至るまで日際連合が、日際の平和及び安
 全を維持する手段を任意に使用しうること

2 確信を有し、これを希望し、……
 とありまうに、条件により確立されたに際し
 合衆国はあくまで特別協定が締結されたこと
 での内、経過措置であり、これを認めて……
 したがって特別協定が締結され、第43条以下
 の条項が適用される可能性もあつたことから
 以下の規定を適用するとはできぬと見ら
 れる。したがって特に反対がなく、加盟国間の合
 意により支持されていゝと認められた。種
 々の法的な不適用の決定があること、これが確立し

の慣行とならざる限り、直すことができる改正とは
 認めらるゝのである。(3)

以上の如く、署名の正式でない事実上の変
 更として現在まで認められていゝ慣行は、
 ときに拒否権の行使に関連する結果に對
 してそのものであることが明らかになつた。改
 正に對する強い要請があり勿くも、正式に改
 正されたことのみならず、拒否権の問題は、實際
 の慣行の積重ねおとされに對する加盟国間の
 合意の形成により、このように直すことができる改正

とせしめ、その一部を解決、定着させてきたとみられるのである。

(1) Sohn, *Cases on United Nations Law*, The Foundation Press., 1967, pp. 696-7.

(2) 加盟国内の合意が形成された過程では1962年に国際司法裁判所が下した「国際連合のあり方の経費」に関する勧告的意見や、平和維持活動特別委員会の実動等が、重要な役割りを果たしていったと考へる

れり。平和維持活動特別委員会については、高野雄一、「いなかの『平和維持活動』について」国際学会雑誌、第83巻11、12号、792頁参照。

(3) Zacklin, *op. cit.*, p. 195.

5. まとめ

以上の如く、日際連合年金の改正については、憲章は第108条と第109条により二つの年率を予定している。二つの年率は実際の適用に当り、その法的相異が認められ、このため、むしろ起草過程での政治的考慮による区別と考えられる。従って、初期の実行については、両条約の適用についての懸念が示された。第108条の年率に比べて1963年と1965年に総会で採択され、その後発効した改

正は、年金保障理事会と経済社会理事会の理事の権限及びその経費の調整という、最も一般的かつ年率的な改正であった。その他の改正要求は、ほとんど五大口に認められ拒否権に關連したものであったが、それらは全て実現しなかった。その原因は、第108条、第109条と、採択された改正を発動させるためには、五大口の一致した同意を必要としたことにある。すなわち改正の発効については、年金保障理事会の常任理事には全員一

叙の原則が適用され、五大口に拒否権を認め
 た結果、憲法の改正が口際連盟の時代と同様
 非常に困難となつてしまつたのである。従つ
 て設立以来30年以上にわたる口際連合の活動
 が、現在の憲法に有効に効力したものは、憲
 法の改正機能に乏しいといつて可い。
 公した憲法の規定が柔軟性を有し、幅の広い
 解釈が可能であることが、改正機能の欠陥を補つ
 ていゝと云ふべきであらう。⁽¹⁾ 以上して
 その中から憲法規定の正すべからざる事実上の変

更と云ふは慣行が感差して来た。しかしこの
 ような正すべからざる改正は、加盟口の合意の継
 続にかかると云ふから、必ずしも恒久的の安
 定を保つとは考えられる。⁽²⁾ 以上を以て、制度
 比として安定した機能を保持する正式の改正
 に代わり、その機能を完全に果すことは不可
 能なのである。従つて憲法の改正手段に不
 十分な制度上ありいは実行上の進展が、今後の口
 際連合のより多くかつ広範な活動を促進する、
 重要な要素と考えるべきなのである。

(1) Zachlin, op. cit., p. 197.

(2) Ibid., p. 197.

第三節

改正午続の一般的考察

序.

現在の口際連合及び管内村崗の設立条約は、
 全て午続を明記した改正条項を設立条約中に
 設けていた。本節ではその二に規定された午続
 の体系的分析を討ち、その中から一般的傾向
 と内題点を擇り出してみたいと考える。以下
 改正午続の順序に従って、イニテリヤ、ブ
 ン、ボ、改正の拘束力という各項目に分
 けて検討していくことにする。

又午続の検討に入る前に、改正の形式上の

基本的な脚点に於ける異同性格について述べ
 ておくことにする。これは国際電気通信連合
 や万国郵便連合のような村柄の歴史的伝統が
 強く影響している場合や、国際連合の如く一
 般の改正とは別に異なり年絶を予定している場
 合に認められる。この基本的な相異が後の年
 絶上の内題に反映されることもありうる。この
 二つで一応その分類を補正しておくことは、後
 で考察を加える上での前提として、必要であ
 ると考えられる。

1) 通常の改正

これは国際連合及び公専内村肉が一般的に採
 用している制度で、国際連合憲章の例をとれ
 ば、第101条に規定されている改正である。
 年絶はそれぞれの村柄により異なり、改正の
 ための特別の会合を必要とせず、村柄の絶合
 に行われて行われるのが一般的である。

2) 一般改訂 (general revision)

一般改訂とは、通常の改正よりも規模の大

意、より包括的な改正を意味し、これを通常
 の改正とは区別して規定してゐるのは、口
 際連合憲章と口際原子力機関憲章である。し
 かし前節で口際連合の場合に明らかになる、た
 ね、一般改正と通常改正との相違は、相
 対的なものであり、必ずしも厳格な区別を意
 味するものではないと言へる。口際連合憲章
 第109条については既に詳しく検討したので
 ここでは口際原子力機関憲章第18条B項につ
 いて述べておくことにする。第18条A項は通

常の改正について規定し、B項は、
 この憲章の規定の全般的再検討の内容は、
 この憲章の初力発生後の中五回目の年次総
 会の会期において、同会期の議事日程に記
 載するものとする。この再検討は、出席し
 かつ投票する加盟国の多数決による承認を
 得たときは、その次の総会において行われ
 る。その後、この憲章の全般的再検討の
 問題に関する提議は、同様の年次に従い、
 総会により決定のため提出する二つかど

了。

として、一般改訂を総会に提出するまでの年
 統について定めていたが、その後の年統はA
 項の通常の改正の場合と同じである。又これ
 に続くC項は、A項の改正、B項の一般改訂
 と共に共通の発効事件について定めていた。

原子力材料団の一般改訂が国際連合の場合と異
 なる点は、別に改正のための全体会行を開催す
 る必要はなく、一般改訂も総会に於いて実行
 決定されることである。国際連合に於いても

第108条と第109条の適用に於ける混乱が及
 られたが、原子力材料団の場合は、ときに総会
 で実行・決定されることかす。改正と一般改
 訂の場合の実質的相違はほとんどないこと
 なる。第5総会に於けるこの内題の実行は、
 材料団の5年間の経験では一般改訂を検討す
 るに十分ではなく、従ってその時期ではあると
 の意見が多数を占めていたことかす。同条
 行動をとりないう旨決定した。⁽¹⁾

以上の如く、国際連合に於いては原子力材

園に於いても、一般改訂に於いての条項は、
 有効な機能を呈してゐるとは言ひ難い。規定
 によつて予定された5年後、10年後の履行時
 時期早尚との判断から結局行われずにいる。
 従つて一般改訂を別に規定するとの要呼は、
 更に今後の実行を検討するに依り、いか
 らか判断を下すべきであるであらう。

3) 全権代表会行に於ける改正

全権代表会行に於ける改正は、19世紀から

の伝統の強、国際電気通信連合、万国郵便
 連合に於いて行われた。この二つの枠構では、
 その初期の活動形態から、總會に相当する会
 行は毎年定期的に開催されることではなく、又
 その会行の任務も、他の枠構に比較して原則
 的事項の決定に限られていた。然して電気
 通信連合の全権代表会行 (plenipotentiary con-
 ference)、郵便連合の大会行 (Congress) に於
 いて改正が決定された。それまでの設立条
 約は終了し、改正された新しい条約が成立した

ることになる。(3) 二のまうな設立条約の一部の単なる改正ではなく、基本的に設立条約を更新するときをいふと、通常の手続の総会以上の権限を持つと考へられる。可なり口際連合憲章第109条の全体令件と同様の令件であるが、設立条約を更新しうることから、より以上の権限を持つときをいふのである。

(1) しかし二の第5総令件、第6条A項(3)の理事会の構成についての規定は、第18

条A項の通常の手続に従って改正していい。

(2) とくに原則として5年毎にしか開催される。

(3) 1965年元二トル-口際電気通信条約第25条。

1. 改正のイニシアチブ

改正のイニシアチブとは、その案件、存
 在に先だつ準備段階であり、改正案の
 中に明示規定を設けていよたのは多く
 はない。しかし提案権や検討期間の決定等、
 有効な改正を実現するために不可欠な要素も
 あるところから、ここでは提案権、改正提案に
 対する制限、検討期間、事務局の役割等につ
 いて検討していくことにする。

1) 提案権

まず設立条約規定で明示的に提案権につ
 て定めていよ例は、先に引用した国際司法裁
 判所規程の他、国際原子力機関憲章、国際連
 合食糧農業基金機関憲章、国際通貨基金協定、国
 際復興開発銀行協定等にみられる。⁽¹⁾ 原子力研
 究機関憲章第14条A項は、

この憲章の改正は、以下に掲げる加盟国も提
 案するに認められる。事務局長は、改正案
 の本文の認証原本を作成し、かつ、総会に

以下の実行の少くとも90日前までに、
 これをすべての加盟国に送付するものとする。
 として加盟国に提案をすべきこと。又国際
 通貨基金協定は第17条A項で、国際決済銀行協
 銀行協定は第1条A項で、

この協定を変更しようとする提案は、加
 盟国、総務又は理事会のいずれかから提付さ
 れたものである。また、総務会の議長に送付
 し、議長は、この提案を総務会に提出する。
 ……

として加盟国、総務会、理事会に提案を認め
 られる。そして金融農業林肉の各10国は、
 提案の改正についての提案は、加盟国不
 同理事会により提出される。
 この条文を改正条項に追加する修正を支持し
 ている。

これに対して設立条約上明示規定は存在し
 ているが、総会の年総規則等に明示又は黙
 示されている場合と異なる。国際連合憲章
 及び総会の年総規則は、改正の提案に關して

いかりと規定も定めていなければ、年経規則が
 13条は、総会の付議は加盟国及び国際連合の
 村園に於り提出された全ての提議をその付議
 日程の中に含めようとしていよ、二の二とが
 3. 改正について加盟国及び国際連合の村
 園に提議権があることである。⁽²⁾又国際連合教
 育科学文化村園、国際電気通信連合もその年
 経規則から、加盟国の他に前者の理事会に相
 当する執行委員会に、後者は国際諮問委員会
 に、それぞれ提議権を認められていよと判断される。

以上の検討から、改正の提議権は加盟国の
 他、村園の村園に認められていよ場合が多い
 というのが、一般的傾向と云えよであらう。

2) 改正提議に於ける制限

オグ改正条項により、一定の改正を禁止す
 るもの対象に不ける制限は、国際連合、粵
 内村園の設立条約にはみられるい。たゞし条
 項により発効についての要件が異よ二とあり
 しか、二は以後で検討を加えよ二とすよ。

次に料控の取立て確保のため、改正時期を限定し、その一定期間の改正を禁止し、このようにケースも与えられる。従って、意の時に改正は提案しようことになる。しかし例外的に、原付料控の一般改訂については、先に改正後5年間は行われることになる。又電気通信連合の全権代表会材により改正の場合も、会材が比較的長い期間をふいてしか適用されるので、同様のことをいえるであろう。⁽³⁾

最後に提案は条件なく独自に提出されるか、又は同等かの条件が必要であるかという問題がある。条件が課せられるのが一般的であり、例外として日本郵政連合の簡易年組による改正の場合があり、他の二加盟国の支持を得なければ、右加盟国に通告し必要年齢を満了したことになる。又一般改訂の場合も、それを行う提案が可決される場合は、実質的提案はなしといえるであろう。

以上若干の例外を除いては、改正の提案は、

対象、時期、条件に基づき制限はないと考へる
 のが適当と思われ、了すのを改正が、いつ
 いかの条項に於して提出されても、その後
 の総会に於ける検討が、設立条約の母体と柔
 軟性を保証していつものと、考へるわけに
 のである。(4)

3) 改正提案に於ける検討期間

通常改正の提案は、総会開催に先だつ一定
 期間より以前に、各加盟国に通告されなければ

ばならないとして、それと検討する期間が保
 証されている。(5) 期間は各科に於て異なり、が、
 大体3~6ヶ月というものが最も多い。了す
 わる国際連合では60日以内、原子力科内、民内
 航内科内では90日以内、電気通信連合は二山と
 リヤヤ長い3ヶ月以内、食糧農業科内では120
 日以内、労働科内ではやや長い4ヶ月以内、とし
 て気象科内、教育科学文化科内、海軍協同科
 内、保健科内、郵便連合では6ヶ月と予め決
 定されている。

4) 提案に關しての事務局の役割

改正の提案は通常事務局に通告され、事務局が提案口又は提案科内に代わり、これを各加盟口に通告する手續をとす。(6)先に引用した原子力科内案や第18条A項の他、保健科内、公営農業科内、教育科学文化科内、気象科内、海軍協賛科内も同様にこれについての手續上の明示規定を移してゐる。電氣通信法、郵政通令の場合、事務局は全友代連会科に提出され、改正提案は加盟口に通告する

のみになく、相互調整をすべし制限がある。これは会内が用いられる期間が長いため、その間重複して提案されたものを調整する役割りをとると、通常科科内では、事務局が提案された改正の案文起草に當りこれに當つてゐる。このように、事務局は改正について何等制限は移してゐないが、これは了了しでの段階では重複を科能を果してはとてゐるのである。(7)

(1) 口際司法裁判所判釋中70条に711712

前節「2. 憲法の改正手続」を参照。

(2) Zacklin, op. cit., pp. 137-8.

(3) 郵便連合の場合に、簡略手続による改

正で、大会19から大会19までの内に2行

を改正が可能である。

(4) Zacklin, op. cit., p. 141.

(5) 先に引用した原力科肉憲法18条A

項の他、教育科学文化科肉憲法13条1

項等。

(6) 口際通貨基金、口際経済開発銀行1712

改正提案は総務会に送付された。

(7) 労働科肉連合手続規則中47条2項。

(8) Zacklin, op. cit., p. 143.

2. 持株

今まで述べてきた如く、有効に提案された改正は、一定期間各加盟国により採択された後、総会において採択された投票に付したることにあり。此一の例外であり、国際連合の全体会合の場合、実質的には総会と同じ様式、表決制度をとるので、持株村園については、多く説明する必要はないと思われた。

持株要件として必要投票は、以下の如くなる。まず国際連合では憲章第108条、第109

条で、世界保健村園では憲章第13条で、教育科学文化村園では憲章第13条で、国際民間航空村園では条約第94条で、世界衛生村園では憲章第27条で、万国郵便連合では条約第30条で、加盟国の三分の二多数の賛成により、改正提案は採択されると規定されている。これと同じ三分の二多数の賛成を要するが、その対象が加盟国だけではなく、総会に出席しかつ投票する国（常任村園の場合は代表）として、各件ごとの総和としていふのが、常任村園憲章

第36条、厚子力村南星亭第18条、会費費等村
 内規程第20条の規定である。⁽¹⁾又電氣通信村内
 の場合は、出席し投票する加盟口の過半数の
 賛成で持戻しをせよか、加盟口の過半数が全額
 付託案件に欠席して(1)の場合は、持戻は延期
 せよ(2)とあり、又海軍協村村内の場合は
 加盟口の三分の二多数の賛成と、理事口の過
 半数の賛成により持戻せよ(3)という社会的条
 件が、条約第52条により規定されている。全
 部村内の協定は(1)であらう改正条約において、

改正条約に「統務会が承認し」とある、と云ふた
 りの(4)で、持戻案件については明記して(1)の
 (2)両村の先例についての一般原則は、投
 票の過半数が統務会について規定されている
 が、統務会の定足数は両村構と非構投票権数
 の三分の二以上である。(3)

以上のように、改正の持戻については全員
 一致の原則の適用は全くみられず、全々の村
 構が多数決原則を適用している。そして一般
 的傾向としては、加盟口、又は出席し投票す

了如盟口の三分の二多数の積決により改正提
案は採択されずと、結論するに不出ずる。

(1) ただし労働内閣、原子力内閣の場合は
議会の定正数が如盟口の過半数と定めら
れてゐる。

(2) 国際通貨基金協定が17条、国際復興開
発銀行協定が8条。

(3) 両機関の表決規則によつては、国際通
貨基金協定が12条5項(d)、国際復興開発

銀行協定が5条3項(b)。又議会の定正
数は7117は、国際復興基金協定が12条
2項(d)、国際復興開発銀行協定が5条2
項(d)。

3、 発効

改正の発効形態は、批准や受諾等の後からの改正に拘らず同条が平等で、採択後直ちに効力が生じ、簡略年経による発効と、批准又は受諾による発効とに分けられることになりました。

簡略年経による発効が適用された場合は、一定の対象の改正に限るとしていいが、その限定が改正の実行にないでどのように解釈、適用したかについて、明らかにしてやる必要がある。又批准又は受諾による発効について

ては、発効に必要の批准又は受諾の数が問題となる。そして最後に、発効の時点の決定について説明を加えることになる。

1) 簡略年経による改正の発効

簡略年経による改正の発効とは、郵便連合にかいて大蔵省が開始される期間に、通関の件で採択、発効した簡略年経による改正とは異なり新しい制度である。そして専門機関のうち、内閣府、教育科学文化庁、全経農

畜肉、世界気象村肉についてのみである。

また食糧農畜村肉電章中20条2項は、

加盟国又は準加盟国に對して新たな義務

を伴う修正は、その修正が採択された

後行が別段の定をしない限り、直ちに効力

を生ずる。……

として、加盟国に對して新たな義務を伴う

修正は、その年終により発効するものと想

定していい。又世界気象村肉電章中20条C項

は、

他の改正は、100以上の加盟国の三分の二
が承認した時に効力を生ずる。

として、b項で受諾を要する。「この条約の
改正であつて加盟国に新しい義務を負わせる

もの」を除外した全ての改正について、その

年終を存用していい。食糧農畜村肉と気象村

肉では、限定のほろか違であつたものの、その

メルクマールは同一と考へられる。又教育科

学文化村肉電章中13条1項は、

この電章の改正の提案は、締結の三分の

二の多数によつて承認を受けたときは効力を生ずる。但し、二の採擷の目的の根本的変更又は加盟国に對する新たな義務を伴う改正が効力を生ずるためには、その承認の後、加盟国の三分の二が承諾するものと必要とする。……

として、採擷の目的の根本的変更又は加盟国に對する新たな義務を伴う改正を除外した全ての改正が、採擷後直ちに発効すると規定している。従つて二れら三採擷では改正は二分

され、簡略手続により発効する場合と、後者の同意を必要とする場合に分けられたことになり、そしてその特種の改正がいずれのラダリーに入るかは、総会の判断によることになり、では二れらでの改正の実行を通して二の区別はかかる形で行われたかを確認してみようとする。

教育科学文化採擷では、1945年以降総会は毎年改正を採擷していか、初期の改正を決定する総会の実行は、その改正が「採擷の目

的の根本的変更や新たな義務を含まない」旨
 の前文を伴っていった。⁽¹⁾しかし1952年以降にの
 うな前文はみられなくなった。1954年に第
 二条六項の脱退規定を挿入した際にも前文は
 何等かの改正の性格について言及しないので、レ
 カと改正は簡略条約により発効していった。⁽²⁾二
 の脱退規定の例でも明らかを通り、後者の
 同意を要する発効は、「目的の根本的変更又は
 加盟国に対する新たな義務を伴う改正」に実
 質的に相当するよう改正について、適用

されたい。以上の実行は、統合が厳正に
 改正の趣意を行っていったというよりは、改正
 の簡略条約により発効させたため、かなり中
 間的な解釈を使用していったと考へられるが
 趣意であろう。そしてこのような実行が可能
 であるという二つは、それと表裏をなすが、
 実行の基礎にあると言えよう。またわが国は
 少なくとも改正については、政治的加盟国
 間の利害衝突を避けたとみられるのであ
 る。⁽³⁾次に食糧農業技術は、1945年から総付加

に及ぶ改正を實現してゐる。それでは全て如
 盟口の新たな義務を伴うものでは無いと
 判断が、簡略年経により感動してゐる。⁽⁴⁾又
 負傷科内室等の改正はそれ程多くは無いが、
 1959年と1963年の二回二の年経が採用されて
 いる。⁽⁵⁾しかしその使用に際して、常に改正が
 新たな義務を伴うか否かを決定する制限につ
 いて科論が生じてゐる。その中で总会の決定
 権を認めず、各加盟口が各々独自の決定権を
 持つという主張を述べられたのである。しか

しこの主張を 받아들へてしまふ、二のような
 年経の實質的意義はもはやなく、てしやう
 と云ふよう。そこで結局受取を要する感動が
 無難でありとして使用される二が多くなり、微
 小科受文化科受の場合とは反対に、明らかに
 新しい義務を伴わない改正について、二の
 年経が採用されるという結果が生じてゐる。⁽⁶⁾
 以上の如く、簡略年経による感動が本来の
 年経以上に拡大されて採用されてゐる場合も
 あれば、負傷科受のようにはほとんどその可能

を果している場合もあり、その有効性は村
 構により様々である。ただし国際社会の急速
 度的な進化に多少やかに対応するに、批准
 又は受諾という後かきの同意をごく些細な改
 正に求めて要求するとは、いかに不干渉と
 思われ、程の時間を要する作業である。(17)特に
 批准遅延が問題となつてゐる現在、簡略年統
 による改正の発効は、村構の村能上非常に有
 効な役割りを果しうゝ可能性を有つてゐると
 考へられる。しかしそれ以前に、二のよう

年紀之内題なくとりうゝような基盤は、教育
 科学文化村肉の如く、加盟内肉の政治的利害
 対応の起るという形で、確保されし必要があ
 ると考へよう。

又改正が二の年紀により発効する場合は、
 改正を決定する總會の村能は、純粋に立憲的
 村能を果してゐると考へられる。(18)確かに後かきの
 の批准又は受諾の必要性は同意原則の基本と
 する限り、後かきの同意を必要としない簡略
 年紀による発効の場合、同意原則は排除され

ていふと考えられる。しかしこの点については、更に設立条約の改正全体に於ける同原則・口際立現上の変更等を総合的に検討する段階で詳しく述べることにしたい。

- (1) 1951年に、分担金を2年以上滞納した加盟国は、総会での投票権を停止された旨の中4条8項(b)の改正を行つた際も、加盟国に対して新しい義務を命じた旨を宣示している。Schwellb, *op. cit.*, p. 68.

(2) *Zacklin, op. cit.*, p. 151.

(3) *Ibid.*, p. 152.

(4) 教育科学文化機関と同様、会費農業機関も1946年に、2年を超え1分担金の滞納があった場合、加盟国は総会での投票権を停止される。中3条4項の改正を行

っている。Phillips, "Constitutional Revision in the Specialized Agencies," *A. J. I. L.*, vol. 62, 1968, p. 660.

(5) *Zacklin, op. cit.*, pp. 153-4.

(6) Ibid., p. 154.

(7) Phillips, op. cit., p.

(8) Zachlin, op. cit., p. 169. Schwelb, op. cit., p. 55.

2) 批准又は受諾による改正の発効

ニシテハ改正の発効のために後かゝの同意を必要とする場合について検討して置くが、
その同意を表明する形式としては、批准

という形式と、受諾という形式が用いられて
いるが、前者の内には内閣的に行はるとも差
はないと考へられている。そして前者の形式と
して批准の字を採用してゐるのは、国際連合、
国際民間航空機関、国際電気通信連合、万国
郵便連合の4機関である。又受諾の字を採用し
てゐるのは、教育科学文化機関、保健機関、
気象機関、原子力機関、食糧農業機関、政府
内海4協定機関、通関基金、経済開発銀行の
8機関で、批准の場合と同様である。二の

他帯材内は、批准なく受諾でも、加盟国に
任意に選択できるようにしている。

次に発動に必要な批准又は受諾の数を検閲
することにした。まず全量一致の原則を適用
し、全加盟国の受諾を要しているのは、金
融村園に於ける一定の改正にすぎ、むしろ例
外的に認められた。国際通貨基金協定第17条
b項は、

前記の(a)にかかわらず、次のものを変更
する改正の場合には、すべての加盟国の受

諾が必要である。

(i) 基金から脱退する権利 (第15条1項)

(ii) 加盟国の別当分の変更はその国の同
意なしに行ってはならないという規定
(第3条2項)

(iii) 加盟国通貨の平価はその国の提議が
あったときを除く外変更することがで
きないという規定 (第4条5項b)

と規定している。又国際通貨基金協定第
17条b項も、

前記の(4)にかかわらず、次のものを変更
する改正の場合には、すべての加盟国の賛
成が必要である。

① 第6条1項に定められた銀行から脱退す
る権利。

② 第2条3項cにより確保された権利

③ 第2条6項に定められた限度⁽⁴⁾

として、同様の規定をふいていく。しかし二
のうちの要する金融機関についての、しか
もその特定の改正についての例外

とせよう。

この例外を除くと、一般的には全権委任
教条原則を適用していいといえる。その中他
の要件を加えていいものは、保健牛肉(第
43条)、原子力牛肉(第48条)、海軍協同肉
肉(第52条)で、加盟国の三分の二多数の理
成により改正は認めると定められている。

教育科学文化牛肉(第48条)、食糧費牛肉
(第20条)、貨物牛肉(第27条)について
同様の要件が与えられたが、この3行は簡略

年経により発効する制度を改行しているもので、
 この要件は一般的ではなく、部分的にしか適
 用されている。又民間航空社内では、中94
 条(a)で発効に必要な批准数は改正の都度定め
 られたという、柔軟な制度が採用されている
 が、この場合も如盟口の三分の二多数を要す
 ことになっているとされた。多くの場合如
 盟口の三分の二と決定された。次に他の
 要件を採っているものとして、労働組合電
 車法第36条が、如盟口の三分の二以上の批准又

日後議の中に、主要産業10ヶ口中5ヶ口以
 上の同意が含まれていればこの要件としてい
 う例があげられる。又如盟投票制を採用し
 ている金融社内の場合も、如盟口の五分の三
 以上の賛成を必要とするか、同時に賛成した
 如盟口の投票数の合計が総投票数の五分の四
 以上を構成しているければ改正は発効する
 と規定している。(3) 口際連合のについては、平
 会保障理事会の全ての常任理事を含む。如
 盟口の三分の二以上の批准により改正が発効

事と二三から、二重の事件というよりも、
 五大口に於いては拒否権を与えるという事
 で、全員一致の原則が部分的に適用されてい
 ると考へる事と云ふ事が出来る。

以上の検討から、金融機関に於いては、如
 盟社の三分の二多数の批准又は承認により改
 正が有効であるという制度が、一般的である
 と考へよう。又簡略多数による承認の制度を併
 用する教育科学文化機関、金融農業機関、気
 象機関、部分的に全員一致の原則を適用する

金融機関、改正の程度三分の二以上の一定割
 合に達する事と農林航空機関では、各々の
 改正により有効事件に於いて相違がみられる。
 二のよう改正の対象、性格により、異な事
 件を認し、又は異な多数をとりうるという事
 とは、修正条約の改正を有効に承認せよと
 して、重要な意味を持つと考へられる。改正と
 はともすると現実の変化に有効に対応するた
 めの制度である事と考へる事、二のよう多数
 の規定を設けておく事、合理的と考へられ

るのである。

(1) 資本の増加に依りて払戻。

(2) 株式に基く者性の限界。

(3) 日勝通貨基金協定が17条a項、日勝後

経商協定の協定が8条a項。西村岡とキ

会衆は総投票数の三分の一以上を保有

してゐるため、改正の発効には会衆の

賛諾が不可欠で、実質的には拒否権を以

て行使する。

3) 改正の発効日時

さて改正の発効のための要件として改正が、実際に効力を発生するのはいつの時となるのか、これに付いての定めを最後に検討してみよう。

まず簡略年経に於て発効に付いては、特別の場合を除いては、採択の日から直ちに発効するものとなる。⁽¹⁾ これに対して、後述の同意を必要とする場合には、三つの型に分けて考へよう。まず電気通信連合と

郵便送金については、予め発動日時が決定され、その日に実現された批准数に肉りなく、既に批准した日についてのみ、発動は発動した。(2) 先に実現された批准又は受諾の数が要件とされた時、そのうち必要の最後の批准又は受諾が実現された時点で発動するとして定められたものは、国際送金、労働科肉、保健科肉、公糧農学科肉、教育科学文化科肉、民内航要科肉、気象科肉、原子力科肉の5科肉である。そして在米協研科肉、通産基金、経済開発基金

行の3科肉では、必要の受諾数が与えられてから一定期間を経過した後に改正は発動する。これら5科肉が一定期間の余裕を設けておけるのは、その中に未だ同意を表明してはいない加盟国について調査を行うことができる。特に在米協研科肉では、改正を受け入れたとしても加盟国に対して義務的脱退条約を適用するおそれがないことになっておる。(3)

4) Zachlin, op. cit., pp. 159-60.

(2) 通常は念付終了後12~15ヶ月後に発効
日付が指定されて11日。Phillips, op. cit.,
p. 670.

(3) Zacklin, op. cit., p. 160.

4. 改正の拘束力

改正の提案・採択・発効と年終の順序に従
ってこれを検討して来たが、最後に発効し
た改正はどのような形で加盟国を拘束するか
という問題につき考察するにしよう。その
わけは改正が発効と同時に全加盟国に対して拘
束力を及ぼす場合と、改正に同意を表明した加
盟国のみに拘束力を及ぼす場合とが考えられる。もし
て前者の場合には、その拘束力の根拠と、あ
くまで拘束されないことを拒絶する加盟国の

とりうゝ途か内題となり、後者の場合には、
憲章の一体性を呵むためにとりうゝ措置か内
題となるのである。

1) 全加盟国を拘束する場合

まず全ての改正が二のようを拘束力を持つ
のは、国際連合、労働機関、教育科学文化機
関、保健機関、原子力機関、通貨基金、復興
開発銀行の7行格である。(1) 二の他簡略年報に
より発効する改正についてのみ、全加盟国に

対して拘束力を生じるのは、余程費者行関と
気象行関である。二の場合同意を表明してい
ない加盟国にこそ拘束するに同意とすべし
例は、改正条項自身に予め同意として確保
をいふと考へるべき。すなわち二のよう
な改正条項を合意設立条約への同意と見な
す形、既に制度化されていふと考へるのである。
しかしあくまで拘束を拒絶する場合は、エス
キモ・メカニズムの必要性も予想しうるので、
その時は行格を脱退するといふ途をとる

工)と云ふ。 (2) 上記の行商の中口際連合と保
 健行商を除く全7の行商は、設立条約中に脱
 退条項を挿入することになり、二のような場
 合の加盟口の権利を保障してゐる。(3) 口際連合
 定章は脱退条項を設けてゐるものの、第二
 節で述べた如く、サニフランシスコ会内で二
 のような脱退を認めようとするところからして、
 又保健行商の場合も、加盟時に会衆口が脱退
 権を留保しようとするところから、全加盟口
 について脱退が認められてゐる旨の疎行が、

1948年に改正されてゐる。(4) 従つて口際連合と同
 様に、脱退の認められてゐるものといふべく、
 以上の如く、現在では多くの行商が、改正
 の拘束力に拘はる二のような制度を導入してゐ
 る。そして二の場合改正による拘束を拒否す
 る加盟口の権利は、脱退条項の適用による行
 商からの脱退という形でしか、保証されてい
 るのであつた。

(1) 労働行商定章第36条、教育科学文化行

関税条約13条は二の点について明記して
 いないが、金加盟国を拘束するものが、西
 村氏によつて確立した慣行となつてい
 Schwell, op. cit., p. 58.

(2) Zacklin, op. cit., p. 162.

(3) 教育科学文化村関税条約には、1954年の
 改正により脱退条項が挿入された。

(4) Zacklin, op. cit., p. 163.

2) 同意国の不平等拘束の場合

次に同意国の不平等拘束の制度は、民内航
 空村関・海軍協行村関・電気通信連合・郵便
 連合の4村提及が、食糧農業村関と気象村関
 の簡略条約により発効している改正の条約に
 ついて採用されていり、この場合は、金加盟国が
 改正に同意しない限り、結果として設立条約
 条項の並立という事態が生じ、法的な問題が
 生じることが多いと考えられる。従つてそれ
 を防ぐためのメカニズムが、それぞれ村構

に用立てられている。また電気通信連合と郵便連合の場合は、何れもふれたように、前設立条約は終了し新条約が発効したの下、同条約がないのは自動的に加盟を終了し、設立条約の並立という事態は起りえないこととなる。次に国内航空村園、海軍協同村園の場合には、予めこのような事態に対処するための年経が定められている。すなわち国内航空条約第94条の項は、

総会は、前記の改正の性質上正当と認め

る場合には、採択を勧告する実行において、改正の効力発生の後所定の期間内に批准しなかつた国は直ちにこの村園の加盟国及びこの条約の当事国でなくなることを規定するべきである。

として、場合によっては謂ゆる義務的脱退を決定できるものであり、このような決定は1964年と1965年の二回行われている。¹¹⁾又海軍協同村園の場合には、拘束を除外したものは、種々の修正への反対を表明した加盟国のみで

あり、その反対口の状況について、若事協
村内条約が52条は、

…各改正は、村内の加盟口（準加盟口を
除く。）の三分の二が承諾した後12ヶ月で、
改正を承諾しない旨の意思をその改正の効
力発生前に行つた加盟口以外のすべての加
盟口について効力を生ずる。総会は、改正
の採択の時に、その改正が、前記の原下を
行い、かつ、その改正の効力発生の後12ヶ
月以内にその改正を承諾しない加盟口がそ

の期間の満了の際にこの条約の当事口とな
るべき性格のものであることを、三分の二
の多数決により、決定すると定めておいた。
と規定し、民間航空村内と同様の年統一用を
していい。そして1964年に理事会の定数
の増設改正を行つた際に、この条項が適用され
反対口は採択に止まれないことになった。⁽²⁾最
後に全粒農業村内と農業村内については、全
加盟口を拘束する効果を持つ簡略年統一を
発動し、改正の使用により、並立を防ぐ途が

ありと変わっている。(3)しかしこの年続は改正
 が加盟国に對する新たな義務を伴う場合には
 採用できない上に、国家内閣の場合にはこの年
 続の採用に実際上の大きな問題があると考え
 る。すなわち教育科学文化内閣に對する
 如く、この年続を拡大して採用するだけの
 エッセンスが乏しい状態で、設立条約の並立
 を防ぐ上で有効な機能を果たすかどうかは
 大いに疑問である。従つてこの二種では、
 改正が加盟国に對する新たな義務を伴う場合に

には、設立条約の並立を防ぐための有効な年
 続は、他の種別の如く予め用意されてい
 るはずともいえないであらう。

(1) Phillips, *op. cit.*, p. 671.

(2) Zachlin, *op. cit.*, pp. 165-6.

(3) *Ibid.*, p. 165.

5. まとめ

以上口際連合及び専門村崗の改正年続について一般的考察を行、たが、ニニで扱った村崗の設立条約は全て明示的改正条項を設け、大至る点での曖昧な問題を残してはきめられていた。ニニではその一般的傾向をきめてきたこととする。

その改正のよに三つ、アにアについては、提議者は従来の加盟口に加えて、村崗の村崗にも認められる傾向がみられる。これは口際村

崗の設立条約に特異な、かつ重要な変化と考えられる。⁽¹⁾

改正に及びる全員一致の原則の採用は、改正の特権に關しては現在管轄となつてしまひ、総動についても例外的にしかみられる。そして三分の二多数という多数決原則の採用が特権、総動ともに一般的傾向をみてもある。ただし口際連合の場合には、五大口の拒否権という形で、及び金融村崗の一定の改正には、七五に全員一致の原則の採用がみ

れる。又簡略年総による発効の場合には、後
 からの同意を必要とせず改正は発効するの
 で、統合は全加盟国にとって直ちに拘束力を
 生じるような決定を、改正の枠組みにおいて行
 うことになる。これは国際村構における五強
 年総の実現と看做される。そこでこの点につ
 いてもう少し深く検討して見ると、まず改正
 は合意又は条約締結行為のような一次レベル
 での発生産とは異なることになる。既に存在する
 条約を基礎として、改正条約に定められた規

則の行使という形での二次レベルの発生産で
 あり、この点でも三章で扱う内部規則や技術
 規則の制定と同様の行為と看做されるのであ
 る。又この二つが改正による発生産に限界を
 与えているのであり、それは発生産の範囲を
 もとの条約の対象に限定し、全く新しい五強
 は不可能ということになる。しかしそれにと
 りかわらず、改正の動向は条約規定の変更と
 いうことで、もとの条約の作成と同じ経路を
 採らう点で、やはり一次レベルの発生産

と同様の効果を持つようである。改正は内部規則や技術規則の制定とは異るのである。二二下軌条を変えて、課税条約ではない一般の多数国内条約の改正という二とを考へると、二これはワ、一二年約にも明らかな如く、合意であり、条約締結の一部とみられる。つまりわら一般の条約の改正は、一次レベルの生産産ではないにして、条約締結行為であり、広い意味での立法とすべき。そして設立条約の改正に限って合意を基礎とするものは、それ

が設立条約であるからであり、従って二二では特権の特権原則が、条約法原則に優先して二とを考へるべき。⁽²⁾改正は二次レベルの生産産ではないが、それは一次レベルの生産産と同様の効果を持つ。従って広い意味での立法と結論する二とが可能と考へられる。しかし口際法の根本原則たる主権国家内の同意は、あるかぎり設立条約への同意として改正事項について制度化されてはいる。⁽³⁾従って二のよう条約により設定された制度に依存し、そ

の範囲内で許された立派な例、又は二次レベルの法生産活動と考へしことが適当であらう。

又改正の初案としては、全ての加盟国に拘束する場合は内うが多いと考へる。この場合に、全ての加盟国に拘束する改正の効力が多数の批准又は受諾の初案により生ずることになり、厳格な同意原則の運用に多数決原則の有用が代つていふといふ。同意はあらかじり設立条約の改正条項において制度化され、又主権の自由は脱退により確保されてい

るとはなつても、加盟国に一定の改正に同意を脱退かという選択を迫る可能性があつたのである。すなわち合意を基礎とする改正が実現したという事は、その制度を可能としたのは主権国家間の合意であり、同意原則に基くものであつても、制度の内容自体はもはや同意原則を基礎とするものではな

いと考へるのである。このように一次レベルの法生産と二次レベルの法生産という措置を理解した上で、二次レベルにおいてはその

や同意原則は廣泛な形式の維持を以ていふといふことか。改正における全量一致の原則から多数派原則の適用への移行の過程を経て、村松の設立条約の改正という新旧両条約の並立が困難な分野で、実現したと云ふことは可能であると考へるべし。

(1) Zacklin, op. cit., pp. 138-9.

(2) Villa, op. cit., p. 235.

(3) Ibid., p. 236.

第四節

改正の實行

第三節において改正年表について一般的の考察を行ったが、次にその年表に従つてどのような改正が実現されたか、暫時的にはやや限定されたが、1945年から1966年かけて検討して置くことにする。

まず実現された改正の数については、全く改正が行われなかったのか、国際通貨基金である。次に一回だけ実行されたのは、国際原力村崗、国際復興開発銀行の2村崗であり、2回が国際連合・政府内蔵庫協定村崗、世界

保健科、4回が世界気象科、5回が口際
 内航空科、口際労働科とついで。

そして口際連合教育科学文化科の14回、口
 際連合会糧農業科の25回という、飛躍的に

多い改正実行をみられた。ついで統計科の

実現した改正の中、約三分の二に相当する

改正が、この2科種において行われていたの

である。⁽¹¹⁾

次にこの実現された改正の内容をみると、

まず科種の構造が科種の構成に及び、変更

に相当する改正が27回と最も多い。これは如

盟の増加に伴う理事会等の科種の増員とい

う形で最も頻繁に行われていた。⁽¹²⁾その他理事

会の名称、任期、地理的配分等の変更がこれ

に伴って実現していった。又経済上の理由から、

総会の開催が毎年か3年毎へ改正された例

が、会糧農業科、教育科学文化科でみられ

た。次に多い改正は、起草上の変更として、

実体的改正に伴う条文の変更等が11回行われ

ていた。なかでメンバーシップについての改正

で、脱退条項の挿入、準加盟口の承認、料率の分担金の未払口の繰上、投票権の停止等9回の改正が行われた。そして料率の制限についての改正が、実際に即しての議会や理事会、委員会等の制限の拡大という形で7回行われた。口降佐野南航航法の1回の改正は二のカラゴリーに属し、資本の拡大についての変更であった。最後が年組上の改正で7回行われている。具体的には投票のカラゴリーの変更等の年組規則の変更であり、その

中には改正条項自体の改正も含まれている。⁽³⁾ 最後に特に発効日時が予め決定されている場合には、料率が3発効までどの位の期間を要したかを検討すると、大体1年から1年半位の間に発効した場合が多い。しかし口降民内航法料率に於ける13年10ヶ月を要した例と等しい。同じく民内航法料率の3年11ヶ月・2年6ヶ月、政府内務省協賛料率の3年1ヶ月等、批准又は発効が遅延して1例も多く見られる。⁽⁴⁾

以上の検討から、互利的に数多くの改正を
 実現してこの教育科学文化村内と合衆農業村
 内は、ともに簡略年経による発動という制度
 が実効において相違なく、何となくどの改正を
 この年経に送って実行して来た。この年経を
 採用した場合改正が非常に容易になり、元来
 の改正発動が展開され、設立条約の柔軟な現
 象への対応の可能性が保障されていよと云う
 こと。又この年経の採用によれば、持戻から
 発動が再び必要となることも本然に防止しう

る。よってこの年経は、改正の実行を促進し
 たりため有効な制度でありと云えよう。しか
 し同じ年経を採用する世界気象村内において
 は、改正は平均以下の4回で、しかもこの年
 経の採用は多くの問題を引起して来たこと
 ば、必ずしも制度の有効性は立証しえない。
 このゆえに制度の存在よりも、その適用に不
 足村様内のユニセニカスの存在こそ、設立条
 約の改正の実行を促進する大なる要素と云え
 るであらう。

反対に、制度上又は実質的に改正の発動に
 ついて拒否権が存している枠では、改正
 の実行は他の枠に比べて非常に少なくなる、
 といふ。すなわち国際連合については、実質
 的には安全保障理事会と経済社会理事会の権
 限という改正一回のみであり、佐野周蔵銀行
 では資本拡大の同じく一回、通貨基金ではい
 くらも改正も実現しなかった。国際連合に
 対しては、第2節にふいて検討した如く、正
 式な改正に付するに事実上の変更が行われ、

改正枠の欠陥は補われている。又通貨基金
 佐野周蔵銀行では、理事会に設立条約の広範
 な解釈権限が与えられていふに似たり、設立
 条約の柔軟な解釈を通じての現実への対応が
 可能となり、といふ。⁽¹⁾ 金融枠内がその解釈権限
 の行使により、枠の範囲を現実の変化に即
 して拡大して来たことか、枠の発動の有動
 性に違つていふべきのとも考へよう。⁽²⁾

(1) 行の可決された改正の他に、提議を

以て投票に付されたか、必要投票数を得
 ずか否を述べたことは、その程多くは
 なく全部で10前後と云われた。Phillips,
 op. cit., p. 672.

(2) 食糧農業村肉で5回、教育科学文化村
 肉で4回、労働村肉、電気通信村肉、気
 象村肉がそれぞれ2回、原子力村肉、口
 際通商・民内航空村肉、海軍協村肉、
 保健村肉がそれぞれ1回行われた。

(3) 食糧農業村肉に不付き、1950年の指環

事件に加盟口の三分の二多数が3統合に
 出席し投票し、その三分の二多数とした
 改正、及び1955年の準加盟口の改正への
 参加を促した改正等。Phillips, op. cit.,
 p. 672.

(4) Ibid., p. 670.

(5) 口際通商基金協定が18条、口際汽船南
 洋銀行協定が9条。

(6) Zachlin, op. cit., pp. 174-80.

第五節

結 論

以上、口際連合及び専内村圍の設立条約の改正について、年続の発展過程と現在の制度及び実行を考察してきた。発展過程の検討では、当初より多数派原則がりの採択に適用される場合が多か、た点等から、一般の多数口圍条約の改正年続とは異なり年続が採用されたこととが明らかである。しかし改正の拘束力については、一定同意原則が適用され、同意を与えない口は採権に止まれないという形で、設立条約の一体性を保持されたのが一般

的であった。実際には改正に反対した口も、加盟口たる地位を維持するためには、結局同意を表明せざるを得ないこととなる。これは通常の条約の改正における加盟口の自由、すなわち条約法の基本たる同意原則とは、著しく内容を異にしているといわざるを得ないであろう。

現在、口際連合及び専内村圍の設立条約の改正に適用された一般規則は存在せず、何々の採権の性格や伝統に基くそれ以外の年続が

設立条約中の改正条項において規定されている。一般的傾向としては、統合の三分の二多数の賛成による改正提案の採択、加盟国の三分の二多数により批准又は受諾された時改正は発効し、全加盟国を拘束する」という制度が定着しつつあると云えよう。ちなみに、口際枠組を組織する基本文書であると同時に、主権国家間の合意に基づく多数国家間条約であるという。設立条約の二重の性格から、枠組における採択と主権国家による同意の表明という

二種の行為の複合的作用により、設立条約の改正は発効に成立するとみられるのである。ここで重要なことは、一定数の批准又は受諾が完了した段階で改正は発効し、その時点までに同意を与えていない加盟国の反対は、もはやいかなる意味も持たず、これらの中には改正の効力が及ぶという二重である。二のような加盟国は改正による拘束を受けよか、又は枠組を脱退するかのいずれかを選択しなければならぬことかほとんどが

ある。すなわち同意原則が適用されるのは、
 改正の発動までの時点であり、それ以後は採
 擇の決定として、改正は同意口のみを拘束す
 るという原則は維持されるべきことが多いので
 ある。二のように同意原則は部分的にしか適
 用されず、そのほかの形で修正を受け得る
 ことである。加盟国による後述の同意が要求
 されていくことから、役立条約の改正も基本
 的には条約締結行為としてとらえられるべき
 であろう。とこそが国際連合教育科学文化行

国・国際連合会程農業行國・世界気象行國等
 の、一部の専門行國において採用されている
 簡略年統により発動する改正の場合には、後
 述の同意は全く不要となっている。すなわ
 ち一定の改正については、総会に於ける三分
 の二多数の賛成による採擇と同時に改正は発
 効し、全加盟国を拘束するという年統が、可
 能とされているのである。二の場合は加盟国
 による後述の同意に行われべきことはなく、
 次条で検討する内部規則の制定と同様の年統

で、改正は締結の決定の下で有効に成立しう
ることに在ると言えよう。二二では主権国家
の同意原則は、形式的にも実質的にも排除さ
れ、代って多数派原則に基づく立憲年統が採用
されていると考へられた。すなわち設立条約
の改正として、あくまでも条約法上の行為で
あるにもかかわらず、簡略年統により発効さ
る改正は条約法原則に違ふことはなく、締結
の可能原則に従って、国際法規範の定立を実
現していると言えようのである。"¹¹⁾

二のように条約法上の行為でありながら、
その基本たる同意原則が修正・又は排除され
ている現象が存在するものは、条約の改正は二
次的な生産行為であり二二に基づいて二二と考
へられた。すなわち二のような改正年統は可
能として二二のものは、設立条約中の改正条項の
規定があり、二二において加盟国の同意は既
に制度化されていると考へるのである。従っ
て改正条項を含む設立条約への一次レベルに
おける主権国家の同意が、改正という二次レ

バルの生産行為にかいて、もはや異なる同意
 を必要とするべく主権国家を拘束しう
 るよう、口際条約の定立を可能としてい
 ると考へられよう。と二三で改正条約におい
 て制度化した同意は、もはや自由に撤回す
 ることは出来ず、あくまで改正による拘束
 を拒否する加盟国には、設立条約への同意の
 解除として、行務かすの脱退という行動をと
 るしかる途は残されていらいに存する。可
 なり改正が有効に成立した場合、二れに反

対する加盟国は、改正に對する同意か又は脱
 退かという選択をせざるをえない状況に陥い
 ることになるのである。
 以上の如く、口際連合及び管内折衷の設立
 条約の改正には、多数口内条約に適用せられた
 条約法上の改正のための一般規則は適用され
 ていらい。そして改正の一般規則が条約法の
 基本たる同意原則を、改正前の条約と改正後
 の条約の並立という方法によつて維持して
 いるに對して、設立条約に適用せられた規則は

条約の一体性を保持するため、同意原則の修正・又は排除をな行してゐるのである。

↑なゆら二二にかいては、共通利益の口実利益への優先が一定の法租則を生むと云う。従

来の一般口際法にはみられぬ現象が、実現されてゐるとみられよう。⁽²⁾しかし一般

租則とは異なり純粋の採用を可能としてゐるのは、設立条約中の改正条項の規定であり、従

つて条約法体系の枠組の中で二のようなる制度が設定されてゐるのであり、これをたつて新

しい法体系の出現を推論するにこの適当ではないと言ふべきであらう。

(1) Vitta, op. cit., p. 235.

(2) Zacklin, op. cit., pp. 199 - 200.